

伊 勢 市 公 報

第 329 号
令和元年 7 月 22 日
月 曜 日

目 次

	頁
条 例	
○ 伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例及び伊勢市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	3
○ 伊勢市市税条例等の一部を改正する条例	6
○ 伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例	22
○ 伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例	24
○ 伊勢市観光文化会館条例の一部を改正する条例	26
○ 伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	29
○ 伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準等に関する条例の一部を改正する条例	31
○ 伊勢市子育て支援センター条例	35
○ 伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例	39
○ 伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例	42
規 則	
○ 伊勢市福祉健康センター条例施行規則等の一部を改正する規則	44
○ 伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	50
○ 伊勢市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則	68
告 示	
○ 伊勢市岡本町財産区議会の招集について	71
○ 指定地域密着型サービス事業者の指定について	72
○ 伊勢市御菌 B & G 海洋センタープールの使用料の収納の事務の委託について	73
○ 伊勢市やすらぎ公園プールの使用料の収納の事務の委託について	74
○ 令和元年度補正予算の要領について	75
選挙管理委員会告示	
○ 参議院議員通常選挙関係	
・ 選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について	79
・ ポスター掲示場の設置について	80
○ 選挙管理委員会関係	
・ 伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する告示について	97
○ 参議院議員通常選挙関係	
・ 開票管理者及び同職務代理者の選任について	102
・ 開票立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所について	103
・ 投票所の設置について	104
・ 期日前投票所の設置について	107
・ 在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指定について	108
・ 期日前投票管理者及び同職務代理者の選任について	109
・ 投票管理者及び同職務代理者の選任について	118
・ 期日前投票所の投票管理者のこれを代理すべき者の変更について	121
・ 期日前投票所の投票管理者の変更について	122

農業委員会告示

- 農業委員会総会の招集について 123

上下水道事業告示

- 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について 124
- 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について 125
- 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について 126
- 伊勢市指定給水装置工事事業者の指定について 127

公 告

- 農用地利用集積計画について 128
- 公示送達 129
- 公売公告兼見積価額公告 130
- 公売公告兼見積価額公告 137

消防本部公告

- 指定催しの指定について 144

伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例
及び伊勢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 3 号

伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する
条例及び伊勢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例

(伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条
例の一部改正)

第 1 条 伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関す
る条例（平成 17 年伊勢市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「具し」を「添付し」に改める。

(伊勢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正)

第 2 条 伊勢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する
条例（平成 17 年伊勢市条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

別表選挙長の項中「10,600 円」を「10,800 円」に改め、同表投票所の
投票管理者の項中「12,600 円」を「12,800 円。ただし、投票所が開い
ている時間（以下「投票時間」という。）内に交替する場合は、12,800
円を超えない範囲内で任命権者が定める額」に改め、同表期日前投票所
の投票管理者の項中「11,100 円」を「11,300 円。ただし、投票時間内
に交替する場合は、11,300 円を超えない範囲内で任命権者が定める額」
に改め、同表開票管理者の項中「10,600 円」を「10,800 円」に改め、
同表選挙立会人の項中「8,800 円」を「8,900 円」に改め、同表投票所
の投票立会人の項中「10,700 円」を「10,900 円。ただし、投票時間内
に交替する場合は、10,900 円を超えない範囲内で任命権者が定める額」
に改め、同表期日前投票所の投票立会人の項中「9,500 円」を「9,600
円。ただし、投票時間内に交替する場合は、9,600 円を超えない範囲内
で任命権者が定める額」に改め、同表指定病院等の不在者投票立会人の

項中「10,700円」を「10,900円」に改め、同表開票立会人の項中「8,800円」を「8,900円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 第2条の規定による改正後の伊勢市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙又は最高裁判所裁判官国民審査について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙又は最高裁判所裁判官国民審査については、なお従前の例による。

伊勢市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第4号

伊勢市市税条例等の一部を改正する条例

(伊勢市市税条例の一部改正)

第1条 伊勢市市税条例(平成17年伊勢市条例第51号)の一部を次のように改正する。

附則第6条中「平成34年度」を「令和4年度」に改める。

附則第7条の3の2第1項中「平成43年度」を「令和15年度」に、「平成33年」を「令和3年」に改める。

附則第8条第1項中「平成33年度」を「令和3年度」に改める。

附則第10条の3中第12項を第13項とし、第6項から第11項までを1項ずつ繰り下げ、第5項の次に次の1項を加える。

6 法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第11条の見出し中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第11条の2の見出し中「平成31年度又は平成32年度」を「令和元年度又は令和2年度」に改め、同条第1項中「平成31年度分又は平成32年度分」を「令和元年度分又は令和2年度分」に改め、同条第2項中「平成32年度分」を「令和2年度分」に改める。

附則第12条の前の見出し及び同条第1項から第5項までの規定、附則第12条の3並びに附則第13条（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第15条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第16条第1項中「法附則第30条第1項」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「令和元年度分」に改め、同条第2項から第4項までを削り、同条第5項中「附則第30条第6項第1号及び第2号」を「附則第30条第2項第1号及び第2号」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「第2項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

附則第16条第5項を同条第2項とし、同条第6項中「附則第30条第7項第1号及び第2号」を「附則第30条第3項第1号及び第2号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「第3項の表」を「次の表」に改め、

同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第16条第6項を同条第3項とし、同条第7項中「附則第30条第8項第1号及び第2号」を「附則第30条第4項第1号及び第2号」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に、「第4項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条第7項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第7項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第22条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

第2条 伊勢市市税条例の一部を次のように改正する。

第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に次の1項を加える。

6 第1項又は前項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2

第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第36条の3の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「第203条の5第1項」を「第203条の6第1項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第203条の6第1項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第36条の3の3第2項中「第203条の5第2項」を「第203条の6第2項」に改め、同条第4項中「第203条の5第5項」を「第203条の6第6項」に改める。

第36条の4第1項中「によつて」を「により」に、「同条第7項」を「同条第8項」に、「第8項の」を「第9項の」に、「においては」を「には」に改める。

附則第15条の2に次の3項を加える。

2 三重県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境

性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車は法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

3 三重県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の4の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の2を附則第15条の2の2とし、附則第15条の次に次の1条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。附則第15条の6に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円

	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、

それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第16条の2を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算し

た金額を加算した金額とする。

第3条 伊勢市市税条例の一部を次のように改正する。

第24条第1項第2号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第16条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条に次の1項を加える。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

(伊勢市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 伊勢市市税条例等の一部を改正する条例(平成29年伊勢市条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条のうち、伊勢市市税条例第81条の次に8条を加える改正規定中第81条の2に係る部分を次のように改める。

(日本赤十字社の軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲)

第81条の2 日本赤十字社が取得する3輪以上の軽自動車のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、環境性能割を課さない。

(1) 救急用のもの

(2) 巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの

- (3) 血液事業の用に供するもの
- (4) 救護資材の運搬の用に供するもの
- (5) 前各号に掲げる軽自動車に類する軽自動車で市長の認めるもの

2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しては、種別割を課さない。

- (1) 救急用のもの
- (2) 巡回診療又は患者の輸送の用に供するもの
- (3) 血液事業の用に供するもの
- (4) 救護資材の運搬の用に供するもの
- (5) 前各号に掲げる軽自動車等に類する軽自動車等で市長の認めるもの

第2条のうち、伊勢市市税条例第91条第3項の改正規定中「第81条の2」を「第81条の2第2項」に改め、同条例附則第15条の次に5条を加える改正規定（同条例附則第15条の6第2項に係る部分に限る。）中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第16条第1項の改正規定中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」を「平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項」を「法附則第30条」に、「令和元年度分」を「当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

附則第1条第3号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改める。

附則第4条第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

第5条 伊勢市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年伊勢市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、伊勢市市税条例第48条第1項の改正規定中「及び第11項」を「、第11項及び第13項」に改め、同条に3項を加える改正規定中「3項」を「8項」に改め、同改正規定（同条第10項に係る部分に限る。）中「次項」の次に「及び第12項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定（同条第12項に係る部分に限る。）中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定

を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は、適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第1条第4号中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同条第5号中「3項を」を「8項を」に、「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改め、同条第6号中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第7号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、同条第8号中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第9号中「平成34年10月1日」を

「令和4年10月1日」に改める。

附則第2条第1項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、同条第2項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、同条第3項中「第12項」を「第17項」に改める。

附則第7条中「平成31年9月30日」を「令和元年9月30日」に改める。

附則第9条第1項中「平成32年10月1日」を「令和2年10月1日」に改め、同条第2項中「平成32年11月2日」を「令和2年11月2日」に改め、同条第3項中「平成33年3月31日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第11条第1項中「平成33年10月1日」を「令和3年10月1日」に改め、同条第2項中「平成33年11月1日」を「令和3年11月1日」に改め、同条第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条（次号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第7条の規定
令和元年10月1日
- (2) 第2条のうち、伊勢市市税条例第36条の2中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、第6項を第7項とし、第5項の次に1項を加える改正規定並びに同条例第36条の3の2、第36条の3の3及び第36条の4第1項の改正規定並びに附則第3条の規定
令和2年1月1日
- (3) 第3条中伊勢市市税条例第24条の改正規定及び附則第4条の規定
令和3年1月1日
- (4) 第3条（前号に掲げる改正規定を除く。）及び附則第8条の規定

令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の伊勢市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

第3条 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の伊勢市市税条例（次項及び第3項において「2年新条例」という。）第36条の2第6項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和2年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

2 2年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき伊勢市市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。

3 2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第4条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後の伊勢市市税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の

年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和元年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第6条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和元年度分の軽自動車税について適用し、平成30年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の伊勢市市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第8条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後の伊勢市市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第5号

伊勢市都市計画税条例の一部を改正する条例

伊勢市都市計画税条例（平成17年伊勢市条例第53号）の一部を次のように改正する。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第39項」を「附則第15条第40項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第43項」を「附則第15条第44項」に改める。

附則第8項の前の見出し及び同項から附則第12項までの規定並びに附則第13項（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第14項に見出しとして「（土地に対して課する都市計画税の特例に関する用語の意義）」を付する。

附則第15項に見出しとして「（読替規定）」を付し、同項中「第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項」を「第18項、第19項、第21項から第25項まで」に、「第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項」を「第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで」に改める。

附則第16項（見出しを含む。）中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市都市計画税条例の規定は、令和元年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成30年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 6 号

伊勢市手数料徴収条例の一部を改正する条例

伊勢市手数料徴収条例（平成 17 年伊勢市条例第 56 号）の一部を次のように改正する。

別表第 10 の 2 の項中「158 万円」を「159 万円」に、「194 万円」を「195 万円」に、「226 万円」を「227 万円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

伊勢市観光文化会館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第7号

伊勢市観光文化会館条例の一部を改正する条例

第1条 伊勢市観光文化会館条例（平成17年伊勢市条例第153号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表照明設備の部ストリップライト1,200Wの項の次に次のように加える。

LED PARライト	1台	670	
------------	----	-----	--

別表第2の1の表照明設備の部エフェクトマシンの項の次に次のように加える。

波マシン	1台	500	
ミラーボール	1台	500	
フットライト	1式	880	
花道フットライト	1式	420	

別表第2の1の表照明設備の部ローアホリゾンライトの項の次に次のように加える。

舞台袖操作卓	1台	1,050	
DMXワイヤレス送受信機	1式	800	

別表第2の1の表舞台設備及び備品の部長座布団の項の次に次のように加える。

高座用座布団	1枚	100	
--------	----	-----	--

別表第2の1の表舞台設備及び備品の部に次のように加える。

持込卓用専門組立機	1 式	100	
-----------	-----	-----	--

第 2 条 伊勢市観光文化会館条例の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の表照明設備の部 L E D P A R ライトの項中「670」を「690」に改め、同部波マシンの項及びミラーボールの項中「500」を「510」に改め、同部フットライトの項中「880」を「900」に改め、同部花道フットライトの項中「420」を「430」に改め、同部舞台袖操作卓の項中「1,050」を「1,070」に改め、同部 DMX ワイヤレス送受信機の項中「800」を「810」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例中第 1 条の規定は令和元年 9 月 1 日から、第 2 条及び次項の規定は令和元年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 第 2 条の規定による改正後の伊勢市観光文化会館条例別表第 2 の規定は、令和元年 10 月 1 日以後に納付すべき利用料金について適用し、同日の前日までに納付すべき利用料金については、なお従前の例による。

伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例をここに
公布する。

令和元年 7 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 8 号

伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成17年伊勢市条例第113号）の一部を次のように改正する。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の規定による違約金を包含するものとする。

第15条第1項中「年賦償還」の次に「又は月賦償還」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第14条の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第9号

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
等に関する条例（平成26年伊勢市条例第27号）の一部を次のように改正す
る。

第37条第1項中「小規模保育事業A型をいう」の次に「。第42条第3項
第1号において同じ」を、「小規模保育事業B型をいう」の次に「。第42
条第3項第1号において同じ」を加える。

第42条第1項各号列記以外の部分中「この項」を「以下この項から第5
項まで」に改め、同項第2号中「をいう」の次に「。以下この条において
同じ」を加え、同条第4項を同条第9項とし、同項の前に次の1項を加え
る。

8 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第
12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるも
の（附則第5条において「特例保育所型事業所内保育事業者」とい
う。）については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしな
いことができる。

第42条第3項中「を行う者であって、第37条第2項の規定により定める
利用定員が20人以上のもの」を「（第37条第2項の規定により定める利用
定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事
業」という。）を行う者」に、「第1項本文」を「第1項」に改め、同項
を同条第7項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同
条第6項とし、同条第1項の次に次の4項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設
の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要

件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を
行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されて
いること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力をを行う者の本来の業務の遂
行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場
合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる
事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事
業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業
所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは
小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において
「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を
勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認
める者

4 市長は、特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係
る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適
用しないこととすることができる。

5 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第
1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のも
のに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げ
る事項に係る連携協力をを行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施

設(児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)

- (2) 児童福祉法第6条の3第12項に規定する業務又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

附則第5条中「特定地域型保育事業者」の次に「(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)」を加え、「5年」を「10年」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市子育て支援センター条例をここに公布する。

令和元年 7 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第10号

伊勢市子育て支援センター条例

伊勢市子育て支援センターきらら館条例（平成19年伊勢市条例第6号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 児童及びその保護者に対して、相互の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行い、もって児童の福祉の増進を図るため、伊勢市子育て支援センター（以下「支援センター」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
伊勢市明倫子育て支援センター	伊勢市吹上2丁目11番42号
伊勢市子育て支援センターきらら館	伊勢市常磐2丁目4番40号
伊勢市しごう子育て支援センター	伊勢市一字田町891番地1
伊勢市二見子育て支援センター	伊勢市二見町荘2068番地1
伊勢市小俣子育て支援センター	伊勢市小俣町元町536番地
伊勢市御菌子育て支援センター	伊勢市御菌町長屋1221番地

（事業）

第3条 支援センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 乳児又は幼児及びその保護者の交流の場の提供その他交流の促進に関すること。
- (2) 子育てに関する相談及び指導に関すること。
- (3) 子育てに関する啓発及び学習機会の提供に関すること。
- (4) 子育てに関する情報の収集及び提供に関すること。
- (5) 子育てに関する団体の活動の支援に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(使用の許可)

第4条 伊勢市子育て支援センターきらら館の調理実習室（以下「実習室」という。）を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用の許可の取消し等)

第5条 市長は、前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、次の各号のいずれかに該当するときは、実習室の使用の許可を取り消し、又は実習室の使用を停止し、若しくは制限することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により使用の許可を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 第8条各号（第5号を除く。）のいずれかに該当する事由が発生したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

(使用料)

第6条 支援センターの使用料は、無料とする。

(原状回復の義務)

第7条 使用者は、実習室の使用を終了したときは、使用した設備、附属器具等を職員の指示に従い原状に回復しなければならない。

(利用の制限等)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、支援センターを利用する者に対して、その利用を制限し、又は退去を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるおそれがあると認めるとき。

- (3) 支援センターの施設、設備又は附属器具を損傷するおそれがあると認めるとき。
- (4) 支援センターの管理上支障があると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が利用を不相当と認めるとき。

(損害賠償の義務)

第9条 故意又は過失により支援センターの施設、設備又は附属器具を亡失し、損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和元年11月1日から施行する。

伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 11 号

伊勢市火災予防条例の一部を改正する条例

伊勢市火災予防条例（平成 17 年伊勢市条例第 205 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条の 5 第 1 号中「掲げる」を「規定する」に、「作動時間が 60 秒以内」を「種別が 1 種」に改め、同条第 2 号から第 6 号までの規定中「掲げる」を「規定する」に改め、同号を同条第 7 号とし、同条第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 第 29 条の 3 第 1 項各号又は前条第 1 項に規定する住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号）第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

第 47 条の次に次の 1 条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第 47 条の 2 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火安全性の判断に資するため、当該防火対象物の消防用設備等の状況が、法、令若しくはこれに基づく命令又はこの条例の規定に違反する場合は、その旨を公表することができる。

- 2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。
- 3 第 1 項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第 29 条の 5 の改正規定は公布の日から、第 47 条の次に 1

条を加える改正規定及び次項の規定は令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第47条の2の規定は、令和2年4月1日以後に消防法（昭和23年法律第186号）第4条第1項の規定による立入検査を受けた防火対象物について適用する。

伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例をここに公布する。

令和元年 7 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市条例第 12 号

伊勢市議会の議決すべき事件に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 2 項の規定に基づき、伊勢市議会（以下「議会」という。）の議決すべき事件を定めるものとする。

(議決すべき事件)

第 2 条 議会の議決すべき事件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 伊勢市総合計画条例（平成 29 年伊勢市条例第 8 号）第 2 条第 2 号に規定する基本構想及び同条第 3 号に規定する基本計画において定める施策の基本的な方針の策定、変更（軽微な変更を除く。）又は廃止
- (2) 定住自立圏構想推進要綱（平成 20 年 12 月 26 日総行応第 39 号）に規定する定住自立圏形成協定の締結若しくは変更又は同協定の廃止を求める旨の通告

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(伊勢市定住自立圏形成協定の議決に関する条例の廃止)

- 2 伊勢市定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成 25 年伊勢市条例第 1 号）は、廃止する。

(伊勢市総合計画条例の一部改正)

- 3 伊勢市総合計画条例の一部を次のように改正する。

第 5 条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定は、基本計画において定める施策の基本的な方針について準用する。

伊勢市福祉健康センター条例施行規則等の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和元年 7 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 4 号

伊勢市福祉健康センター条例施行規則等の一部を改正する規則

(伊勢市福祉健康センター条例施行規則の一部改正)

第 1 条 伊勢市福祉健康センター条例施行規則(平成 18 年伊勢市規則第 35 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 マイクの項中「520 円」を「530 円」に改め、同表拡声装置の項及びワイヤレス装置の項中「1,050」を「1,070」に改め、同表カラオケセットの項中「520」を「530」に改め、同表 CD カラオケ装置の項中「1,540」を「1,570」に改め、同表コンセントの項及びガス炊飯器の項中「200」を「210」に改める。

別表第 2 社会適応訓練室の項中「520 円」を「530 円」に改め、同表日常生活訓練室の項中「840」を「850」に改め、同表調理実習室の項中「520」を「530」に改め、同表集会室(1)の項中「840」を「850」に改め、同表集会室(2)の項中「520」を「530」に改め、同表娛樂室の項中「1,580」を「1,610」に改め、同表会議室(1)の項から同表会議室(3)の項までの規定中「520」を「530」に改める。

(伊勢市ハートプラザみその条例施行規則の一部改正)

第 2 条 伊勢市ハートプラザみその条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則第 57 号)の一部を次のように改正する。

別表中「4,110 円」を「4,190 円」に、「510 円」を「520 円」に、「10,280 円」を「10,470 円」に、「5,140 円」を「5,230 円」に、「2,050 円」を「2,090 円」に、「1,080 円」を「1,100 円」に改める。

(伊勢市地区コミュニティセンター条例施行規則の一部改正)

第 3 条 伊勢市地区コミュニティセンター条例施行規則(平成 18 年伊勢市規則第 41 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 1 項ただし書を削る。

別表会議室 1 の項中「200 円」を「210 円」に改める。

(伊勢市沼木農村環境改善センター管理規則の一部改正)

第 4 条 伊勢市沼木農村環境改善センター管理規則(平成 17 年伊勢市規則第 119 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条第 1 項ただし書を削る。

別表会議室の項中「200 円」を「210 円」に改める。

(伊勢市産業支援センター条例施行規則の一部改正)

第 5 条 伊勢市産業支援センター条例施行規則(平成 24 年伊勢市規則第 18 号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第 14 条関係)

機械等備品利用料

種別	単位	金額(円)
帯鋸	1 時間当たり	660
自動一面鉋盤	〃	880
手押鉋盤	〃	710
万能丸鋸盤	〃	660
横切り機	〃	540
卓上ボール盤	〃	440
糸のこぎり盤	〃	490
バフ	〃	440
グラインダー	〃	440
ベルトサンダー	〃	490
木工旋盤	〃	660
エアプラズマ溶接機	〃	1,640

万能試験機	〃	1,470
衝撃試験機	〃	370
天秤	〃	370
分光光度計	〃	490
ガスクロマトグラフ	〃	1,640
原子吸光分析装置	〃	760
蛍光X線分析装置	〃	1,640
恒温恒湿器	〃	590
定温恒温器	〃	370
定温乾燥機	〃	370
マッフル炉	〃	370

備考

- 1 利用時間が30分以内のときは、1時間当たりの利用料の半額とする。
- 2 利用時間が30分を超え1時間未満のときは、1時間の利用料とする。
- 3 利用時間が1時間を超えるときは、30分（30分未満は、30分とする。）を増すごとに1時間当たりの利用料の半額を加算する。
- 4 起業家支援室等の利用者の機械等備品利用料は、無料とする。

（伊勢市労働福祉会館条例施行規則の一部改正）

第6条 伊勢市労働福祉会館条例施行規則（平成17年伊勢市規則第127号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1冷暖房設備使用料の表大会議室の項中「620円」を「630円」に改め、同表第1会議室の項から第4会議室の項までの規定中「250円」を「260円」に改める。

別表第2の2附属設備器具使用料の表音響装置の部拡声装置の項中

「740 円」を「750 円」に改め、同部マイクロホンの項中「300 円」を「310 円」に改め、同部ワイヤレス装置の項中「740 円」を「750 円」に改め、同表照明器具の部コンセントの項中「200 円」を「210 円」に改める。

(サンライフ伊勢条例施行規則の一部改正)

第 7 条 サンライフ伊勢条例施行規則（平成 18 年伊勢市規則第 46 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中「620 円」を「630 円」に、「840 円」を「850 円」に、「200 円」を「210 円」に改める。

別表第 3 音響装置の項中「2,110 円」を「2,150 円」に改め、同表拡声装置の項中「1,050 円」を「1,070 円」に改め、同表ビデオ装置の項を削り、同表バスケット用器具の項からコンセント（1 k wにつき）の項までの規定中「200 円」を「210 円」に改める。

様式第 3 号中「200 円」を「 円」に、「4,230 円」を「 円」に改める。

(伊勢市コミュニティ消防センター条例施行規則の一部改正)

第 8 条 伊勢市コミュニティ消防センター条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則第 157 号)の一部を次のように改正する。

別表冷暖房 1 時間当たりの金額の項中「520 円」を「530 円」に、「250 円」を「260 円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条中伊勢市地区コミュニティセンター条例施行規則第 8 条第 1 項ただし書を削る改正規定、第 4 条中伊勢市沼木農村環境改善センター管理規則第 10 条第 1 項ただし書を削る改正規定並びに第 7 条中サンライフ伊勢条例施行規則別表第 3 の改正規定（ビデオ装置の項を削る部分に限る。）及

び様式第 3 号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後のそれぞれの規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に納付すべき利用料等について適用し、施行日の前日までに納付すべき利用料等については、なお従前の例による。

伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

をここに公布する。

令和元年 7 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第5号

伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する
規則

伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（平成17年伊勢市規則第97号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項

第9条中「借用書」という。）」の次に「(保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書)」を、「印鑑証明書」の次に「(保証人を立てる場合は、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書)」を加える。

第11条中「資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）」を「借受人」に改める。

第17条中「借受人は」を「借受人又は保証人について」に改め、「異動を生じたときは」の次に「、借受人は」を加え、同条ただし書中「同居の親族」の次に「又は保証人」を加える。

様式第2号及び様式第3号を次のように改める。

様式第2号（第6条関係）

災害援護資金借入申込書

※受付日		※受付番号		※受付者		※貸付番号	
被災日時		年 月 日 時		災害名			
被害の種類		1 世帯主の負傷 3 住居の半壊		2 住居の全壊 4 家財の損害		被害場所	
返す方法		年 賦 ・ 月 賦		いつまでに返せますか		年 月 (回)	
借入申込者について	フリガナ氏名			男 ・ 女		年 月 日生 (歳)	
	フリガナ現住所			(方)		郵便番号	電話番号
	職業			勤務先の名称と所在地			
	氏名		世帯主との続柄	年齢	健否	職業	収入(月収)
収入合計				円	支出合計	円	

資産の状況	土地	(1)住宅 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²	住居の状況	(1)自家 (2)借家 (3)借間 (4)同居		
	建物	(1)自宅 m ² (2)その他 m ²	生活保護	年 月 日から受給(生住教医)		
	負債	(内容) (金額) 円				
（保証人が書いてください。） 保証人	フリガナ氏名	-----		男・女	年 月 日生(歳)	
	現住所					
	職業	月収	円	申込者との関係	家族数 人	
	資産	土地	(1)宅地 m ² (2)田畑 m ² (3)山林 m ²	勤務先	名称	
		建物	(1)自宅 m ² (2)その他 m ²		所在地	電話
この災害の前1年以内に被災したことの有無及びその状況			(有・無) (状況)			
この災害により世帯主が死亡又は重度障害者となった事実の有無			(有・無)			
資金の用途	資金の使い方 総額 円		資金の内訳 合計 円			
	に 円		災害援護資金で 円			
	に 円		手持資金 で 円			
	に 円		その他()で 円			
	に 円					

被害 の 状 況	被災時の具体的状況					負傷	全治	箇月
	住居の被害		(1) 全壊 (2) 半壊					
	家 財 の 被 害	品名	現在購入に要する費用	被害額	品名	現在購入に要する費用	被害額	

			合	計	
貸付金の交付方法	1 指定の金融機関の預金口座（本人名義）への振込み		2 現金で手渡し		
<p>上記のとおり災害援護資金の貸付けを申し込みます。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">借入申込者</p> <p>上記の借入れに対し、連帯して債務を負担します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人</p> <p>(宛先) 伊勢市長</p>					

※ 印欄は、記入しないでください。

第 号

年 月 日

様

伊勢市長

印

災害援護資金貸付決定通知書

年 月 日お申込みになりました災害援護資金は、下記のとおり貸付けを決定しましたので、通知します。

記

貸付番号	第	号				
貸付金額		円				
措置期間	年	月	日から	年	月	日まで
償還期間	年	月	日から	年	月	日まで
償還方法	年	賦・月	賦			
利子	年	パーセント				

貸付金交付日と手続について

1 貸付金交付日 年 月 日

振込みの場合は、借用書の提出から2週間以内に振り込みます。

2 交付の方法

3 持参するもの

- (1) この通知書
- (2) 同封の借用書
- (3) あなたの印鑑
- (4) あなたの印鑑証明書
- (5) 保証人の印鑑証明書（保証人を立てる場合に限る。）
- (6) 貸付金の交付を振込みによって行う場合は、指定する金融機関の口座が分かるもの（通帳の写し等）

様式第5号を次のように改める。

貸付決定番号第 号

災 害 援 護 資 金 借 用 書

借 用 金 額 円

利 子 年 パーセント

据 置 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

償 還 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

償 還 方 法 年 賦・月 賦

上記のとおり借用します。

については、災害弔慰金の支給等に関する法律及びこれに基づく命令等の定めるところに誠実に従い、相違なく償還します。

年 月 日

借 受 人
住 所 名
氏 名

㊞

連帯保証人
住 所 名
氏 名

㊞

様式第7号を次のように改める。

様式第7号（第13条関係）

償還金支払猶予申請書

下記のとおり償還金の支払猶予を受けたいので、申請します。

年 月 日

借 受 人
住 所
氏 名

連帯保証人
住 所
氏 名

（宛先）伊勢市長

記

申請の理由 （具体的に）				
貸付けの条件	借入金額	円	貸付番号	
	据置期間	1 3年 2 5年	希望猶予 期 間 等	ただし、 年 月 日 第 回償還以降
	償還方法	1 年賦 2 月賦		
	償還期間	年 月 日から 年 月 日まで	変更後の 償還期間	年 月 日から 年 月 日まで
支払猶予期間 の 根 拠	（変更後の償還期日に支払が可能と認められる具体的な理由）			

様式第 10 号を次のように改める。

違約金支払免除申請書

下記のとおり違約金の支払免除を受けたいので、申請します。

年 月 日

借 受 人
住 所 名
氏

連帯保証人
住 所 名
氏

(宛先) 伊勢市長

記

貸付番号					
支払免除を申請する違約金の金額			円		
内 容	回数	期 別	元 金	利 子	申請日までの違約金
		年 月期			
違約金の支払免除を要する具体的な理由					

様式第 13 号を次のように改める。

様式第13号（第15条関係）

災害援護資金償還免除申請書

貸付番号						
借受人氏名		貸付けを受けた日	年 月 日	貸付金額	円	
償還方法	年 賦・月 賦	償還期限	年 月 日	償還済額	円	
				償還未済額	円	
免除申請額	円（償還未済額の 全部 一部）					
免除申請理由及び理由発生年月日又は理由継続期間						
免除申請者	フリガナ				男・女	年 月 日生
	氏 名					
	現住所					
	借受人との関係		職 業			
	勤務先及び所在地					
その借受人続又は人は	フリガナ				男・女	年 月 日生
	氏 名					
	現住所		借受人との続柄			
	職 業		勤務先及び所在地			
保証人	フリガナ				男・女	年 月 日生
	氏 名					
	現住所		借受人との関係			
	職 業		勤務先及び所在地			
<p>上記のとおり災害援護資金の償還の免除を受けたいので、申請します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">免除申請者</p> <p>(宛先) 伊勢市長</p>						

様式第 16 号を次のように改める。

様式第16号（第17条関係）

氏 名 等 変 更 届

貸付番号				
借 受 人	氏 名		住 所	
連 帯 保 証 人	氏 名		住 所	
<p>○で囲むこと。</p> <p>1 住 所 変 更</p> <p>2 改 姓 又 は 改 名</p> <p>3 死 亡 又 は 行 方 不 明</p> <p>4 そ の 他</p>		(異動の内容)		
<p>災害援護資金を借用中のところ、上記のとおり異動がありましたので、届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">借 受 人 (又は同居の親族) 住 所 氏 名</p> <p style="text-align: right;">連帯保証人 住 所 氏 名</p> <p>(宛先) 伊勢市長</p>				

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の伊勢市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則は、この規則の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

伊勢市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年 7 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

伊勢市規則第 6 号

伊勢市火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市火災予防条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 158 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条の 2 中「昭和 36 年政令第 37 号」の次に「。以下「令」という。」を加える。

第 8 条の 3 の次に次の 2 条を加える。

（公表の対象となる防火対象物及び違反の内容）

第 8 条の 4 条例第 47 条の 2 第 3 項の規則で定める公表の対象となる防火対象物は、令別表第 1（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ、（16 の 2）項及び（16 の 3）項に掲げる防火対象物で、消防法（昭和 23 年法律第 186 号。以下「法」という。）第 17 条第 1 項の政令で定める技術上の基準又は同条第 2 項の規定に基づく条例で定める技術上の基準に従って屋内消火栓設備、スプリンクラー設備又は自動火災報知設備（以下この条において「屋内消火栓設備等」という。）を設置しなければならないもののうち、法第 4 条第 1 項の規定による立入検査において屋内消火栓設備等が設置されていないと認められたものとする。

2 条例第 47 条の 2 第 3 項の規則で定める公表の対象となる違反の内容は、前項の防火対象物に屋内消火栓設備等が設置されていないこととする。

（公表の手続）

第 8 条の 5 条例第 47 条の 2 第 1 項の公表は、前条第 1 項の規定による立入検査の結果を通知した日から 14 日を経過した日において、なお、当該立入検査の結果と同一の違反の内容が認められる場合に、当該違反が是正されたことを確認できるまでの間、次項に定める事項について、伊

勢市ホームページへの掲載により行う。

2 前項に規定する方法により公表する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 前条第2項に規定する違反が認められた防火対象物の名称及び所在地
- (2) 前条第2項に規定する違反の内容（当該違反が認められた防火対象物の部分を含む。）
- (3) 公表年月日
- (4) その他消防長が必要と認める事項

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

伊勢市告示第 31 号

伊勢市岡本町財産区議会を次のとおり招集します。

令和元年 7 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 招集の日時 令和元年 7 月 9 日（火）午後 5 時

- 2 招集の場所 伊勢市岡本 2 丁目 2 番 30 号
伊勢市岡本町財産区岡本会館 2 階小会議室

- 3 付議すべき事件
議案第 3 号 平成 30 年度伊勢市岡本町財産区歳入歳出決算の認定を
求めることについて
議案第 4 号 伊勢市岡本町財産区議会定例会の招集回数に関する条例
の制定について
議案第 5 号 伊勢市岡本町財産区岡本会館設置条例の一部改正につい
て

伊勢市告示第 32 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 42 条の 2 第 1 項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第 78 条の 11 第 1 号及び介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 131 条の 14 の規定により、次のとおり告示します。

令和元年 7 月 2 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

- 1 指定地域密着型サービス事業者の名称
株式会社集
- 2 指定に係る事業所の名称及び所在地
名 称 レコードブック伊勢小俣
所在地 伊勢市小俣町宮前 362 番地
- 3 指定の年月日
令和元年 8 月 1 日
- 4 サービスの種類
地域密着型通所介護

伊勢市告示第 33 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市御菌 B & G 海洋センタープールの使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和元年 7 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

鳥羽市船津町 1109 番地 1

株式会社鳥羽パトロール警備保障

代表取締役 直木 美保子

2 委託期間

令和元年 7 月 6 日から令和元年 8 月 31 日まで

伊勢市告示第 34 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、伊勢市やすらぎ公園プールの使用料の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和元年 7 月 3 日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 収納の事務の委託を受けた者

津市西古河町 4 番 12 号

株式会社ジャパンスポーツ運営

代表取締役 西田 憲治

2 委託期間

令和元年 7 月 6 日から令和元年 8 月 31 日まで

伊勢市告示第 35 号

令和元年 7 月 3 日開議の市議会定例会で議決を経た令和元年度補正予算の要領は、次のとおりです。

令和元年 7 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

令和元年度 伊勢市一般会計補正予算（第3号）

令和元年度 伊勢市の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、212,183千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、51,414,426千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		6,891,023	18,560	6,909,583
	2 国庫補助金	1,328,149	18,560	1,346,709
17 県支出金		3,379,351	36,863	3,416,214
	2 県補助金	863,152	36,863	900,015
20 繰入金		4,192,120	53,982	4,246,102
	1 基金繰入金	4,161,744	53,982	4,215,726
21 繰越金		50,000	87,678	137,678
	1 繰越金	50,000	87,678	137,678
23 市債		5,323,000	15,100	5,338,100
	1 市債	5,323,000	15,100	5,338,100
歳入合計		51,202,243	212,183	51,414,426

2 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		4,564,653	41,900	4,606,553
	1 総務管理費	3,597,366	41,900	3,639,266
3 民生費		19,566,119	35,191	19,601,310
	3 児童福祉費	7,327,352	35,191	7,362,543
6 農林水産業費		857,877	20,000	877,877
	1 農業費	622,206	20,000	642,206
7 商工費		604,075	53,982	658,057
	1 商工費	604,075	53,982	658,057
9 土木費		6,292,184	32,232	6,324,416
	2 道路橋梁費	1,835,345	32,232	1,867,577
11 教育費		5,554,401	8,917	5,563,318
	1 教育総務費	1,411,625	3,818	1,415,443
	2 小学校費	1,525,732	2,809	1,528,541
	3 中学校費	396,344	2,290	398,634
15 予備費		30,039	19,961	50,000
	1 予備費	30,039	19,961	50,000
歳出合計		51,202,243	212,183	51,414,426

第 2 表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 (千円)
11 教育費	1 教育総務費	二見地区小中学校整備事業	202,939

第 3 表 債務負担行為補正

追加

事項	期間	限度額(千円)
消費税及び地方消費税の税率引上げに伴う増額分	自 令和2年度 至 令和4年度	12,417

第 4 表 地方債補正

変更

起債の目的	限度額 (千円)	
	補正前	補正後
市町村合併特例事業債	2,076,300	2,091,400

伊勢市選挙管理委員会告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりです。

令和元年7月3日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田節夫

記

- 1 地方自治法第74条第1項及び同法第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律第4条第1項及び同法第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数

2,151人

- 2 市町村の合併の特例等に関する法律第4条第11項、同法第5条第15項及び同法第61条第11項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数

17,920人

- 3 地方自治法第76条第1項、同法第80条第1項、同法第81条第1項及び同法第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数

35,839人

(参考) 永久選挙人名簿登録者総数 107,516人

伊勢市選挙管理委員会告示第9号

令和元年7月21日執行予定の参議院選挙区選出議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第1項の規定によるポスター掲示場を別紙のとおり設置しました。

令和元年7月3日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田節夫

令和元年執行 参議院選挙区選出議員選挙ポスター掲示場設置場所一覧表

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
進修	伊勢市宇治館町183-1	駐車場(赤福)	1	
進修	伊勢市宇治浦田1丁目1	神宮祭主職舎前北側	2	
進修	伊勢市宇治中之切町39-1地先	神宮会館東向かい側 国道23号線歩道	3	
進修	伊勢市宇治浦田1丁目11	市営宇治第4駐車場西側	4	
進修	伊勢市宇治浦田2丁目16	市立進修小学校正門横フェンス	5	
進修	伊勢市宇治浦田3丁目20	滝倉団地 北側公園	6	
進修	伊勢市宇治浦田3丁目21	清原飯金前主要地方道伊勢磯部線ガード レール	7	
高麗広	伊勢市宇治今在家町626	伊勢南勢線 永井橋付近 ※高麗広	8	
高麗広	伊勢市宇治今在家町511	市立高麗広公民館入口	9	
修道第1	伊勢市桜木町121	富樫公園 ※三交バス桜木町バス停付近	10	
修道第1	伊勢市桜木町76-12	市営住宅旭ヶ台団地 旭ヶ台公園西側ガードレール	11	
修道第1	伊勢市中之町63-3	古市参宮街道資料館付近 市道外宮内	12	
修道第1	伊勢市中之町232-41	中之町公園	13	
修道第1	伊勢市中村町桜が丘8	市営住宅中村町団地 南西側ガードレール	14	
修道第1	伊勢市中村町桜が丘100-50	桜ヶ丘公園南側	15	
修道第2	伊勢市楠部町38-3	修道小学校付近 (徴古館方面)駐車場	16	
修道第2	伊勢市楠部町48-22	市営庭球場駐車場フェンス	17	
修道第2	伊勢市勢田町814-6地先	(株)シモオカ設備向い側 市道古市岡本線ガードレール	18	
修道第2	伊勢市勢田町912-10	船江山公園	19	
修道第2	伊勢市倭町30-1地先	天理教三重教務支庁前 主要地方道鳥羽松阪線沿い	20	

令和元年執行 参議院選挙区選出議員選挙ポスター掲示場設置場所一覧表

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
明倫第1	伊勢市尾上町1	橋詰公園	21	
明倫第1	伊勢市岡本1丁目12	岡本公園南向かい側 市道岡本岩淵1号線ガードレール	22	
明倫第1	伊勢市岡本1丁目3	百五銀行伊勢支店前植込み	23	
明倫第1	伊勢市岡本3丁目1	旧豊宮崎文庫跡東側	24	
明倫第1	伊勢市岡本3丁目3	三重近鉄タクシー(株)車庫北側	25	
明倫第1	伊勢市藤里町698-15地先	角前胃腸科医院東向かい側 主要地方道伊勢磯部線ガードレール	26	
明倫第2	伊勢市岩淵1丁目3	真珠会館前フェンス	27	
明倫第2	伊勢市岩淵1丁目7	伊勢市役所本庁舎前南側	28	
明倫第2	伊勢市岩淵1丁目13	伊勢市観光文化会館前東側	29	
明倫第2	伊勢市岩淵2丁目7	岩淵公園	30	
明倫第2	伊勢市岩淵3丁目3	錦水橋東詰交差点付近 主要地方道鳥羽松阪線ガードレール	31	
明倫第2	伊勢市吹上1丁目11	JR参宮線吹上町踏切北側歩道	32	
明倫第2	伊勢市岩淵2丁目8	勢田川 桜橋西詰め南側フェンス	33	
有緝第1	伊勢市河崎1丁目2	中寺前公園東側	34	
有緝第1	伊勢市河崎1丁目6	伊勢米穀企業組合倉庫南側	35	
有緝第1	伊勢市河崎1丁目14	鶴辺公園西側	36	
有緝第1	伊勢市河崎1丁目4	旭公園北側	37	
有緝第1	伊勢市河崎3丁目16	勢田川 北新橋南詰め東側 ガードレール	38	
有緝第1	伊勢市河崎3丁目3-26	河崎南側公民館前	39	
有緝第2	伊勢市船江2丁目3	有緝公園南側	40	

令和元年執行 参議院選挙区選出議員選挙ポスター掲示場設置場所一覧表

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
有緝第2	伊勢市船江1丁目16	雇用促進住宅船江宿舍東側フェンス	41	
有緝第2	伊勢市船江2丁目12	築地公園西側	42	
有緝第2	伊勢市船江2丁目28-38	国土交通省桧尻川排水機場 横	43	
有緝第2	伊勢市船江1丁目3	船江公園南側	44	
有緝第2	伊勢市船江1丁目11	社前公園東側	45	
有緝第3	伊勢市船江3丁目8	的場公園南東側	46	
有緝第3	伊勢市船江3丁目3	三交バス船江バス停付近 県道宇治山田港伊勢市停車場線ガードレール	47	
有緝第3	伊勢市船江3丁目11	新道公園東側	48	
有緝第3	伊勢市船江4丁目29	さつき公園南側	49	
有緝第3	伊勢市船江3丁目16	ぎゅーとらハイジ-店南向かい側 市道桧尻川線ガードレール	50	
有緝第3	伊勢市船江4丁目7	エバーグリーン船江公園 南側フェンス沿い	51	
厚生第1	伊勢市一之木1丁目3	須原大社東側	52	
厚生第1	伊勢市一之木2丁目11	中央公園北側	53	
厚生第1	伊勢市一之木3丁目19	小西酒店北向かい側駐車場	54	
厚生第1	伊勢市一之木5丁目6	市道一之木ガードレール ※市道藤社御菌線 桧尻川の橋南詰め	55	
厚生第1	伊勢市一之木5丁目5	市立厚生中学校運動場西側フェンス	56	
厚生第1	伊勢市一之木5丁目16	市道船江一之木線 河川沿いガードレール ※さつき園入口付近	57	
厚生第2	伊勢市宮後2丁目2	JR・近鉄桜新道踏切 主要地方道鳥羽松阪線ガードレール	58	
厚生第2	伊勢市宮後2丁目25	山本ビル北側駐車場	59	
厚生第2	伊勢市宮後2丁目22	JR・近鉄桜新道踏切北口 市道北口線ガードレール	60	

令和元年執行 参議院選挙区選出議員選挙ポスター掲示場設置場所一覧表

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
厚生第2	伊勢市宮後2丁目26	立正佼成会伊勢支部南向かい側 市道北口線ガードレール	61	
厚生第2	伊勢市宮後2丁目11	宮後公園南側フェンス	62	
厚生第3	伊勢市一志町1	市立厚生小学校正門北側フェンス	63	
厚生第3	伊勢市一志町5	外宮北御門前広場前	64	
厚生第3	伊勢市八日市場町13	市立伊勢図書館前植込み	65	
厚生第3	伊勢市大世古1丁目10	大豊和紙工業(株)西側	66	
厚生第3	伊勢市大世古4丁目2	大世古公園南側	67	
厚生第3	伊勢市曾祢1丁目9-26	(株)音羽 駐車場西側フェンス	68	
厚生第3	伊勢市曾祢2丁目6	奥新町公園西側	69	
早修	伊勢市曾祢1丁目15	今之社公園北側	70	
早修	伊勢市常磐1丁目8	清之井公園西側	71	
早修	伊勢市常磐1丁目17	早修資源拠点ステーション前 ※JR山田上口駅前	72	
早修	伊勢市常磐3丁目8	市民武道館東側	73	
早修	伊勢市浦口1丁目11	出口公園東側	74	
早修	伊勢市浦口2丁目13	浦口公園西側	75	
早修	伊勢市浦口3丁目1	法住院かさもり稲荷西側フェンス	76	
中島第1	伊勢市浦口4丁目28-5	浦口団地フェンス	77	
中島第1	伊勢市二俣1丁目2	市立中島小学校 南側フェンス	78	
中島第1	辻久留1丁目187-7	秋葉山トンネル上フェンス	79	
中島第1	伊勢市二俣4丁目2	横浜ゴム(株)徳川山社宅東側	80	

令和元年執行 参議院選挙区選出議員選挙ポスター掲示場設置場所一覧表

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
中島第1	伊勢市二俣2丁目218-1	西口公園	81	
中島第1	伊勢市辻久留2丁目8	勢田川浄化揚水機場フェンス ※三交バス 論出バス停付近	82	
中島第2	伊勢市中島1丁目3	出雲町自治会会所横駐車場 フェンス	83	
中島第2	伊勢市中島1丁目12	三交バス 度会橋バス停東向かい側 市道浦口中島線ガードレール ※度会橋東詰め	84	
中島第2	伊勢市中島2丁目11	中部電力度会橋変電所南側 市道中島2丁目1号線 水路沿いガードレール	85	
中島第2	伊勢市中島2丁目6	小川公園東側	86	
中島第2	伊勢市宮川1丁目6	若宮八幡宮横フェンス	87	
中島第2	伊勢市宮川1丁目220-3	伊勢御園高架橋下フェンス	88	
中島第2	伊勢市宮川2丁目4	千巻印刷産業(株)駐車場	89	
中島第3	伊勢市辻久留3丁目6	博多ラーメンhiro北側空地	90	
中島第3	伊勢市辻久留3丁目4	清水バス停付近フェンス (株鈴木内装付近)	91	
中島第3	伊勢市辻久留3丁目3	橋爪様宅前水路 市道宮川郷1号線ガードレール	92	
中島第3	伊勢市辻久留3丁目12	三重済美学院駐車場 ※三交バス済美学院前バス停付近	93	
中島第3	伊勢市辻久留3丁目17	三重済美学院北東側フェンス	94	
中島第3	伊勢市辻久留3丁目20	三郷山上り口北側空地 ※市営住宅万所団地付近	95	
中島第3	伊勢市辻久留町545-165	辻久留台第3公園	96	
神社	伊勢市神社港294	市立神社小学校北側フェンス	97	
神社	伊勢市竹ヶ鼻町100	市立港中学西側フェンス	98	
神社	伊勢市小木町538	三交バス ララパークバス停横	99	
神社	伊勢市小木町225	小木町公民館南向かい側公園	100	

令和元年執行 参議院選挙区選出議員選挙ポスター掲示場設置場所一覧表

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
神社	伊勢市馬瀬町1202-9地先	市道神社馬瀬2号線ガードレール	101	
神社	伊勢市下野町726-3	下野町公民館前	102	
大湊	伊勢市大湊町1118-194	市立大湊小学校西側フェンス	103	
大湊	伊勢市大湊町106-2地先	明神ポンプ場北側 市道大湊15-1号線ガードレール	104	
大湊	伊勢市大湊町783-11	大湊町民会館前広場	105	
大湊	伊勢市大湊町656-2	(株)鈴工前塀	106	
大湊	伊勢市大湊町413-2	三交バス西町バス停付細道(伊勢湾方面)奥畑	107	
大湊	伊勢市大湊町264-66地先	市道大湊2号線水路沿いガードレール ※大湊みどり苑入口付近	108	
浜郷第1	伊勢市神久1丁目5	寝起松公園内西側植込み	109	
浜郷第1	伊勢市神田久志本町1436-1	旧伊勢市消防本部庁舎前	110	
浜郷第1	伊勢市神久2丁目7-15	日本通運(株)伊勢営業所 西側フェンス	111	
浜郷第1	伊勢市神久4丁目2	神久町バス停付近 三重県南部自動車整備協同組合北側畑	112	
浜郷第1	伊勢市神久4丁目8	自性軒付近 水路横倉庫前空地	113	
浜郷第1	伊勢市神久3丁目6	神久町バス停付近 伊勢二見線沿い曲がり角 三角地空地	114	
浜郷第1	伊勢市神久6丁目5	麦酒蔵・二軒茶屋餅第二駐車場	115	
浜郷第2	伊勢市黒瀬町164-8	市立浜郷小学校西側フェンス	116	
浜郷第2	伊勢市黒瀬町1718-4	黒瀬第1公園南側	117	
浜郷第2	伊勢市田尻町129地先	勢田川 磯田建築前 勢田大橋北詰め東側	118	
浜郷第2	伊勢市田尻町179	牟山中臣神社前	119	
浜郷第2	伊勢市通町1435	栄通神社前	120	

令和元年執行 参議院選挙区選出議員選挙ポスター掲示場設置場所一覧表

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
浜郷第3	伊勢市一色町1299-22地先	勢田川堤防沿い ※一色む保育園付近	121	
浜郷第3	伊勢市一色町1650-3地先	勢田川堤防 一色町公民館案内掲示板付近	122	
浜郷第3	伊勢市一色町1486-2地先	一色大橋東詰め南側 県道宇治山田港伊勢市停車場線ガードレール	123	
浜郷第3	伊勢市一色町1682	一色町公民館北側フェンス	124	
浜郷第3	伊勢市一色町1612	一色神社東側	125	
宮本第1	伊勢市藤里町582-1	ぎゅーとら藤里店裏側方面柿畑東側	126	
宮本第1	伊勢市藤里町489-1	JA伊勢蓮台寺柿共同選果場前	127	
宮本第1	伊勢市藤里町145-2	ギャラリー大心館付近柿畑	128	
宮本第1	伊勢市旭町396-4	市道宮本1号線 新旭橋西詰め空地	129	
宮本第1	伊勢市旭町365-2	麵房柿右衛門 南東側道路向かい 市道宮本1号線ガードレール	130	
宮本第1	伊勢市旭町53-1	旭団地付近 畑	131	
宮本第1	伊勢市前山町355-4	宮本地区コミュニティセンター 三角地	132	
宮本第1	伊勢市藤里町1-171	伊勢市上水道ふじが丘加圧 ポンプ場南側空地	133	
宮本第1	伊勢市前山町1381-5	オギケンホーム東側 市道宮本2号線沿い空地	134	
宮本第2	伊勢市大倉町1553-37	うぐいす台1号公園南東側フェンス	135	
宮本第2	伊勢市大倉町74-4	大倉バス停横 畑	136	
宮本第2	伊勢市佐八町2287	市立佐八小学校前フェンス	137	
宮本第2	伊勢市佐八町2129	佐八町公民館広場	138	
宮本第2	伊勢市津村町762-1	榊林イマニティ向かい側 畑	139	
宮本第2	伊勢市津村町482	津村町公民館広場	140	

令和元年執行 参議院選挙区選出議員選挙ポスター掲示場設置場所一覧表

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
豊浜第1	伊勢市西豊浜町5436	丁塚古墳北公園西側	141	
豊浜第1	伊勢市西豊浜町1779	市立豊浜西小学校体育館 西側フェンス	142	
豊浜第1	伊勢市西豊浜町79-2	野依ふれあい公園入口付近	143	
豊浜第1	伊勢市西豊浜町747-1	野依ふれあい公園付近 ブロック塀(有タクミ付近)	144	
豊浜第1	伊勢市西豊浜町6052	小川橋付近空地	145	
豊浜第1	伊勢市植山町486	植山町民会館南側フェンス	146	
豊浜第1	伊勢市磯町1033	磯町資源ごみステーション 西側空地	147	
豊浜第2	伊勢市東豊浜町3781	東豊浜魚市場西入口付近	148	
豊浜第2	伊勢市東豊浜町1161	県道豊北港小俣線沿い 畑	149	
豊浜第2	伊勢市東豊浜町3707	ナリス化粧品横 倉庫前	150	
豊浜第2	伊勢市東豊浜町299	市立豊浜東小学校東側フェンス	151	
豊浜第2	伊勢市東豊浜町154地先	西条排水機場南西側	152	
豊浜第2	伊勢市東豊浜町1453	東豊浜町西条公民館 西側ブロック塀	153	
豊浜第2	伊勢市椋原町594	市道椋原堤線(堤防)沿い ガードレール	154	
豊浜第2	伊勢市東豊浜町3224	漁協前バス停(豊北漁港方面)ブロック塀	155	
北浜第1	伊勢市有滝町2310	漁免道路入口 天白商店作業所東側空地	156	
北浜第1	伊勢市有滝町2959	三交バス 旧有滝バス停 広場地蔵尊前	157	
北浜第1	伊勢市有滝町2638	有滝町民会館前	158	
北浜第1	伊勢市有滝町2693	有滝老人クラブ西向かい側空地	159	
北浜第1	伊勢市有滝町2103-8	三芳電気商会北向かい側空地	160	

令和元年執行 参議院選挙区選出議員選挙ポスター掲示場設置場所一覧表

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
北浜第1	伊勢市有滝町2034	大雲寺付近(JA伊勢方面) ブロック塀内側	161	
北浜第1	伊勢市有滝町1557-1	ありたき農村公園	162	
北浜第2	伊勢市村松町3-1	北浜地区コミュニティセンター西側	163	
北浜第2	伊勢市村松町4011-1	村松町民会館前	164	
北浜第2	伊勢市村松町448地先	仲由水産(株)入口西側 主要地方道伊勢松阪線ガードレール	165	
北浜第2	伊勢市村松町1883-1	サンコーデンキ北浜店南側空地	166	
北浜第2	伊勢市村松町3840-2	村松町舟神龍宮南側	167	
北浜第2	伊勢市村松町3118地先	亀池排水機場東側	168	
北浜第2	伊勢市村松町3292	市立北浜小学校フェンス	169	
北浜第3	伊勢市東大淀町4158地先	おかげバス 東大淀口バス停西側 主要地方道伊勢松阪線ガードレール	170	
北浜第3	伊勢市東大淀町351	市立東大淀小学校 正門西側ブロック塀	171	
北浜第3	伊勢市東大淀町187-6	北村物産(株)工場東側 畑	172	
北浜第3	伊勢市村松町1389-26	村松町1389-26 (株)エルモ横駐車場	173	
北浜第3	伊勢市東大淀町3869-2	JA伊勢 伊勢北部支店東大淀 南向かい側 畑	174	
北浜第3	伊勢市柏町623-2	柏町バス停近く空地	175	
北浜第3	伊勢市柏町762-5	柏団地入口案内板西向側空地	176	
北浜第3	伊勢市東大淀町103	東大淀公園フェンス	177	
城田第1	伊勢市上地町1767-1	上地町公民館前	178	
城田第1	伊勢市上地町1561-2	上地南バス停付近 畑	179	
城田第1	伊勢市上地町1851-1	上地町東組公民館西向かい側 畑	180	

令和元年執行 参議院選挙区選出議員選挙ポスター掲示場設置場所一覧表

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
城田第1	伊勢市上地町3849	上地町中楽山公民館付近 畑	181	
城田第1	伊勢市上地町2937	中久保湯田野公民館前	182	
城田第1	伊勢市上地町3362-5	湯田野バス停付近 畑	183	
城田第1	伊勢市上地町2525	(有)吉村工作所付近 ※六軒家第一JR踏切付近	184	
城田第2	伊勢市上地町450-68	城田団地第1公園フェンス	185	
城田第2	伊勢市粟野町1235-1	粟野農業研修センター北側	186	
城田第2	伊勢市中須町186-1地先	市道中須3-4号線ガードレール 山保モータース付近	187	
城田第2	伊勢市中須町40-1	中須バス停付近 空地	188	
城田第2	伊勢市中須町1015-1	平澤病院バス停付近 空地 ※坂東	189	
城田第2	伊勢市川端町59	川端町公民館付近 空地	190	
城田第2	伊勢市川端町310-1地先	東建設東側畑向かい側 市道伊勢玉城線ガードレール	191	
四郷第1	伊勢市中村町1681-1	中村公園	192	
四郷第1	伊勢市中村町840-1地先	国道23号線月読宮前交差点南側 市道中村4号線ガードレール	193	
四郷第1	伊勢市楠部町263-73	五十鈴が丘団地東入口 五十鈴ヶ丘公園	194	
四郷第1	伊勢市楠部町510-74	近鉄五十鈴川駅前東側空地	195	
四郷第1	伊勢市楠部町3158	緑が丘2号公園西側	196	
四郷第1	伊勢市楠部町1704-1	伊勢市消防団四郷分団楠部班 車庫横空地	197	
四郷第1	伊勢市楠部町乙1010-2	おかげバス四郷小学校前バス停前 主要地方道鳥羽松阪線ガードレール	198	
四郷第1	伊勢市一宇田町524-6	一宇田公民館	199	
四郷第2	伊勢市朝熊町1911-1	スナック峰子駐車場東詰め	200	

令和元年執行 参議院選挙区選出議員選挙ポスター掲示場設置場所一覧表

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
四郷第2	伊勢市朝熊町1510-3地先	新朝熊橋南詰め東側 主要地方道鳥羽松阪線ガードレール	201	
四郷第2	伊勢市朝熊町1066-1地先	水晶橋付近 市道朝熊10-21号線沿い空地	202	
四郷第2	伊勢市朝熊町1548	近鉄朝熊駅前ガード広場	203	
四郷第2	伊勢市朝熊町1071-1地先	横橋南詰め東側 市道朝熊27号線 河川沿いガードレール	204	
四郷第2	伊勢市朝熊町1677-11	朝熊市民館東側フェンス	205	
四郷第2	伊勢市朝熊町2653-4	市営住宅駐車場前フェンス	206	
四郷第2	伊勢市朝熊町2602-4	東工業所西向かい側空地	207	
四郷第3	伊勢市鹿海町701-2	鹿海口バス停付近交差点 畑	208	
四郷第3	伊勢市鹿海町994-1	鹿海町公民館前公園	209	
四郷第3	伊勢市鹿海町3430-85	社の宮公園南側	210	
四郷第3	伊勢市鹿海町171-1	東鹿海バス停付近空地	211	
四郷第3	伊勢市鹿海町727-1	西鹿海バス停付近 田	212	
沼木第1	伊勢市上野町187-2	昭和苑会館バス停付近 畑 ※昭和苑入口付近	213	
沼木第1	伊勢市上野町347-1	サンパークタウン伊勢 入口南側山林	214	
沼木第1	伊勢市上野町876-1	沼木中学校前バス停付近 畑	215	
沼木第1	伊勢市上野町1276地先	広岡バス停付近 県道伊勢路伊勢線ガードレール	216	
沼木第1	伊勢市上野町1280	上野町 広岡バス停付近 塀	217	
沼木第1	伊勢市上野町2857-1	市立上野小学校正門付近 JA伊勢倉庫北側	218	
沼木第1	伊勢市上野町1354-3	沼木地区コミュニティセンター 南向かい側 県道伊勢路伊勢線沿い空地	219	
沼木第1	伊勢市上野町3517	上野第2公園西側 ※いせ上野台	220	

令和元年執行 参議院選挙区選出議員選挙ポスター掲示場設置場所一覧表

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
沼木第1	伊勢市上野町1620-1	上野南バス停付近 空地(三角地)	221	
沼木第2	伊勢市円座町1047-3地先	栄団地入口北側 主要地方道伊勢南島線沿い空地	222	
沼木第2	伊勢市円座町1570	円座自治会館バス停付近 畑	223	
沼木第2	伊勢市円座町1266-2	円座消防車庫バス停付近 空地ブロック塀	224	
沼木第2	伊勢市神園町1104	光徳寺前	225	
沼木第2	伊勢市神園町435	神園西バス停付近 空地	226	
沼木第3	伊勢市横輪町159-1	中村屋(横輪茶屋)跡西側空地	227	
沼木第3	伊勢市横輪町420	県道横輪南勢線 横輪橋東詰め南側空地	228	
沼木第3	伊勢市横輪町596-4	横輪公民館前 県道横輪南勢線ガードレール	229	
沼木第3	伊勢市横輪町319	桂林寺南向かい側空地	230	
沼木第4	伊勢市矢持町下村409-1地先	みどり保育園南向かい側 県道横輪南勢線沿い空地	231	
沼木第4	伊勢市矢持町菖蒲415-4	県道横輪南勢線 矢持橋西詰め北側空地	232	
沼木第4	伊勢市矢持町上村301	沼木バス 上村バス停前 県道横輪南勢線沿い空地	233	
沼木第4	伊勢市矢持町床木272-1	沼木バス 床ノ木バス停前	234	
二見第1	伊勢市二見町松下2025	松下区会所前公園フェンス沿	235	
二見第1	伊勢市二見町松下556-3	ごみ集積所西側	236	
二見第1	伊勢市二見町江589-1	伊勢夫婦岩ショッピングプラザ (伊勢シーパラダイス)前 国道42号線江交差点北側	237	
二見第1	伊勢市二見町江696	江コミュニティセンター付近 塀	238	
二見第1	伊勢市二見町江682-17	江コミュニティセンター付近 塀	239	
二見第2	伊勢市二見町西185-39	三交バス 西団地前バス停 西向かい側 田	240	

令和元年執行 参議院選挙区選出議員選挙ポスター掲示場設置場所一覧表

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
二見第2	伊勢市二見町西866	西コミュニティセンター	241	
二見第2	伊勢市二見町西828	(有)金谷工務店付近 塀	242	
二見第2	伊勢市二見町西1095-127	測量設計サーベバント(有)付近 塀	243	
二見第2	伊勢市二見町今一色3	旧今一色小学校前フェンス	244	
二見第2	伊勢市二見町今一色155-6	三交バス 今一色小学校前バス停付近 塀	245	
二見第2	伊勢市二見町今一色874-191	三交バス 今一色バス停	246	
二見第3	伊勢市二見町茶屋420-1	伊勢市役所二見総合支所前	247	
二見第3	伊勢市二見町茶屋536-1	鈴木翠松軒付近 塀	248	
二見第3	伊勢市二見町茶屋111-1	伊勢市二見生涯学習センター 西側花壇	249	
二見第3	伊勢市二見町三津415-1	JR参宮線鳥羽第二踏切南東側 畑	250	
二見第3	伊勢市二見町三津769	JR踏み切り付近 塀	251	
二見第3	伊勢市二見町荘1287	荘公民館向側 塀	252	
二見第3	伊勢市二見町荘2068-1	市立二見浦保育園前フェンス	253	
二見第4	伊勢市二見町山田原173	山田原公民館前	254	
二見第4	伊勢市二見町光の街1009-1	光の街公園入口信号機付近	255	
二見第4	伊勢市二見町山田原179-2	三交バス 山田原バス停付近 畑	256	
二見第4	伊勢市二見町山田原441-2	溝口バス停付近 市道溝口17号線沿い空地	257	
二見第4	伊勢市二見町溝口403	山本医院付近 塀	258	
二見第4	伊勢市二見町溝口229-7	メゾン二見付近 塀	259	
小俣第1	伊勢市小俣町宮前210	松倉公園フェンス	260	

令和元年執行 参議院選挙区選出議員選挙ポスター掲示場設置場所一覧表

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
小俣第1	伊勢市小俣町宮前787-3	高畑公民館フェンス	261	
小俣第1	伊勢市小俣町宮前434-2	宮前公園フェンス	262	
小俣第1	伊勢市小俣町本町944	掛橋公園フェンス	263	
小俣第1	伊勢市小俣町本町1335-1	南本町公民館西側 ユニチカ団地南苑内公園フェンス	264	
小俣第1	伊勢市小俣町本町220	大西学院西側 市道小俣19号線沿い空地 ※JR参宮線掛橋踏切北東側	265	
小俣第1	伊勢市小俣町本町1-1	市立小俣幼稚園横フェンス	266	
小俣第2	伊勢市小俣町元町663-1	市立小俣小学校 小俣総合支所向かい側フェンス	267	
小俣第2	伊勢市小俣町元町769	小俣町交番北東向かい側 市道元町46号線沿い空地	268	
小俣第2	伊勢市小俣町元町492	栄児童公園	269	
小俣第2	伊勢市小俣町元町1037-1	元町ふれあい公園 東側ガードレール	270	
小俣第2	伊勢市小俣町元町202-9地先	県道豊北港小俣線中小俣交差点東 ごみ集積所フェンス	271	
小俣第2	伊勢市小俣町元町381	若山公園フェンス	272	
小俣第2	伊勢市小俣町元町1282-1	下小俣公民館フェンス	273	
小俣第3	伊勢市小俣町相合161	小俣浄化センター西側フェンス	274	
小俣第3	伊勢市小俣町相合494-1	新出公民館フェンス	275	
小俣第3	伊勢市小俣町相合750	市立小俣中学校体育館側フェンス	276	
小俣第3	伊勢市小俣町本町444	市立ゆりかご園フェンス	277	
小俣第3	伊勢市小俣町本町768	上久保公園	278	
小俣第3	伊勢市小俣町相合997	(株)太陽緑地向い側 市道小俣5号線ガードレール	279	
小俣第4	伊勢市小俣町相合888	六軒屋公園前フェンス	280	

令和元年執行 参議院選挙区選出議員選挙ポスター掲示場設置場所一覧表

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
小俣第4	伊勢市小俣町湯田83	湯田水源地前フェンス	281	
小俣第4	伊勢市小俣町湯田409-13	美和ロック(株)伊勢工場 南側フェンス	282	
小俣第4	伊勢市小俣町湯田554-1	湯田公民館	283	
小俣第4	伊勢市小俣町新村41地先	おかげバスデマンド 西新村公民館バス停付近 市道小俣26号線フェンス	284	
小俣第4	伊勢市小俣町新村428-3	東新村公園前フェンス	285	
小俣第4	伊勢市小俣町明野1239-1	明野公民館駐車場	286	
小俣第5	伊勢市小俣町明野1055-4	小俣明野保健福祉会館フェンス	287	
小俣第5	伊勢市小俣町明野712-1	明野水源地前フェンス	288	
小俣第5	伊勢市小俣町明野1183	近鉄明野駅南口駐輪場フェンス	289	
小俣第5	伊勢市小俣町明野685	ポリテクセンター伊勢	290	
小俣第5	伊勢市野村町5566-1	野村町公民館フェンス (野村公園)	291	
小俣第5	伊勢市小俣町明野396	JA伊勢明野店南側フェンス	292	
小俣第5	伊勢市小俣町明野418-1	明野北部公園フェンス	293	
御園第1	伊勢市御園町高向977-1	新高児童公園	294	
御園第1	伊勢市御園町高向2018	(株)松本薬品伊勢支店前	295	
御園第1	伊勢市御園町高向686-16	新高公民館前 塀	296	
御園第2	伊勢市御園町高向568-1	おかげバス 高向バス停付近 畑	297	
御園第2	伊勢市御園町高向2589-1	高向公民館	298	
御園第2	伊勢市御園町高向423	はじめハウス 塀	299	
御園第2	伊勢市御園町高向2155-2	高向西公園南西側フェンス	300	

令和元年執行 参議院選挙区選出議員選挙ポスター掲示場設置場所一覧表

			市町名	伊勢市
投票区名	所在地	設置場所	摘要	
御菌第3	伊勢市御菌町長屋2767	ハートプラザみその	301	
御菌第3	伊勢市御菌町長屋961-1	伊勢市役所御菌総合支所 庁舎東向かい側駐車場	302	
御菌第3	伊勢市御菌町長屋1074-9	市立御菌小学校	303	
御菌第3	伊勢市御菌町長屋2100-1	伊勢みそのショッピングセンター 北西側駐車場 ※国道23号線長屋2交差点南	304	
御菌第3	伊勢市御菌町王中島594	王中島公民館	305	
御菌第3	伊勢市御菌町王中島750-5	王中島児童公園	306	
御菌第4	伊勢市御菌町新開777	新開公園	307	
御菌第4	伊勢市御菌町上條1173-1	伊勢市御菌B&G海洋センター	308	
御菌第4	伊勢市御菌町上條88	上條公民館	309	
御菌第4	伊勢市御菌町小林2375	小林児童公園	310	

伊勢市選挙管理委員会告示第10号

伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年7月3日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜田 節夫

伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する
規程の一部を改正する告示

伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程
(平成 17 年伊勢市選挙管理委員会告示第 11 号) の一部を次のように改正
する。

第 2 条を次のように改める。

(掲載の申請)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項の規定による申請は、選挙公報掲載申請書(様
式第 1 号)に次項及び第 3 項に定めるところにより掲載文及び写真を添
付して選挙管理委員会(以下「委員会」という。)に提出してしなければ
ならない。ただし、写真の掲載を必要としない場合は、写真を添付する
ことを要しない。

- 2 掲載文は、委員会の交付する様式第 2 号による選挙公報掲載文原稿用
紙(委員会が提供する同様式の電磁的記録(電子的方式、磁気的方式そ
の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録
であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)を含
む。以下同じ。)に記載し、又は記録しなければならない。
- 3 写真は、選挙の期日前 3 月以内に撮影した上半身の写真で、縦 7.5 セ
ンチメートル及び横 6 センチメートルの大きさとし、掲載文を記載し、
又は記録した選挙公報掲載文原稿用紙の所定欄に貼り付け、又は記録し
ておかなければならない。
- 4 第 1 項ただし書に規定する場合において、候補者は、その旨を第 1 項
の申請書に記載しなければならない。

第 4 条第 1 項中「黒色の色素により、明瞭に記載し」を「無彩色で記載
し、又は記録し」に改め、同条第 3 項中「記載し」を「記載し、又は記録
し」に、「記載する」を「を記載し、又は記録する」に改め、同条第 4 項中

「記載し」を「記載し、又は記録し」に改める。

第5条第1項中「違反して記載した」を「違反した」に、「記載の」を「記載又は記録の」に改める。

第6条を次のように改める。

(掲載の修正及び撤回)

第6条 候補者は、既にした掲載の申請を修正しようとするときは、選挙公報掲載修正・撤回申請書(様式第3号)に選挙公報掲載文原稿用紙に新たに記載し直し、又は記録し直した掲載文を添付して委員会に申請しなければならない。

2 候補者は、掲載の申請を撤回しようとするときは、選挙公報掲載修正・撤回申請書により委員会に申請しなければならない。

第8条の見出し中「様式及び印刷方法」を「様式等」に改め、同条第1項中「により黒色で印刷する」を「による」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 委員会は、掲載すべき掲載文の数の多少により必要があると認めるときは、掲載文を拡大し、若しくは縮小して印刷し、又は選挙公報の用紙の大きさ若しくは印刷の体裁を変更することができる。

第9条中「候補者が」を「委員会は、候補者が」に改める。

様式第1号中「あて先」を「宛先」に、「別紙」を「別添」に改める。

様式第2号を次のように改める。

様式第3号中「選挙公報掲載文修正・撤回申請書」を「選挙公報掲載修正・撤回申請書」に、「あて先」を「宛先」に、「 年 月 日申請した選挙公報の掲載文」を「 年 月 日に提出した選挙公報の掲載の申請」に、「様式第2号による修正した掲載文原稿」を「修正した掲載文」に改める。

様式第4号中「第1頁」を「第 頁」に改め、「写真に撮ってそのまま」を削り、同様式の備考を削る。

様式第5号中「第1頁」を「第 頁」に改め、「写真に撮ってそのまま」を削り、同様式の備考を削る。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

伊勢市選挙管理委員会告示第 11 号

令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における伊勢市開票区開票管理者及び同職務代理者を、下記のとおり選任します。

令和元年 7 月 4 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

記

開 票 管 理 者		開票管理者の職務を代理すべき者	
住 所	氏 名	住 所	氏 名
省略	竜田 節夫	省略	潮崎 明義

伊勢市選挙管理委員会告示第 12 号

令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における開票立会人となるべき者のくじを行う日時及び場所を、下記のとおり定めます。

令和元年 7 月 4 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

記

- 1 日 時 令和元年 7 月 18 日 (木) 午後 5 時 30 分
- 2 場 所 伊勢市御菌町長屋 1221 番地
御菌総合支所 2 階
伊勢市選挙管理委員会室

伊勢市選挙管理委員会告示第 13 号

令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における各投票区の投票所を、別紙のとおり設置します。

令和元年 7 月 4 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

令和元年7月21日執行 参議院議員通常選挙
投票所設置場所一覧表

	投票区名	所在地	投票所の場所
1	進 修	宇治浦田2丁目16番43号	伊勢市立進修小学校体育館
2	高 麗 広	宇治今在家町511番地	伊勢市立高麗広公民館
3	修道第1	桜木町55番地1	旧さくらぎ保育所
4	修道第2	久世戸町5番地1	伊勢市立修道小学校体育館
5	明倫第1	岡本1丁目18番21号	伊勢市立明倫小学校校舎
6	明倫第2	岩渕1丁目7番29号	伊勢市役所本庁舎1階ホール
7	有緝第1	船江2丁目2番5号	伊勢市立有緝小学校校舎
8	有緝第2	船江2丁目2番29号	有緝こども園
9	有緝第3	船江3丁目11番44号	船江保育園
10	厚生第1	一之木2丁目9番11号	一之木町会事務所 (旧伊勢市一之木保育所隣)
11	厚生第2	宮後2丁目3番21号	宮後町公会堂
12	厚生第3	一志町1番4号	伊勢市立厚生小学校ランチルーム
13	早 修	常磐3丁目10番19号	伊勢市立早修小学校フレンドルーム
14	中島第1	二俣1丁目2番17号	伊勢市立中島小学校体育館
15	中島第2	中島2丁目13番4号	中島こども園
16	中島第3	辻久留3丁目17番5号	社会福祉法人三重済美学院
17	神 社	神社港294番地	伊勢市立神社小学校体育館
18	大 湊	大湊町1118番地194	伊勢市立大湊小学校体育館
19	浜郷第1	神久2丁目7番18号	三重県立伊勢工業高校武道館
20	浜郷第2	黒瀬町1648番地1	伊勢市立浜郷小学校体育館
21	浜郷第3	一色町1682番地	一色町公民館
22	宮本第1	旭町319番地	伊勢市立宮山小学校ランチルーム
23	宮本第2	佐八町2287番地12	伊勢市立佐八小学校校舎
24	豊浜第1	西豊浜町1779番地	伊勢市立豊浜西小学校体育館
25	豊浜第2	東豊浜町299番地1	伊勢市立豊浜東小学校校舎
26	北浜第1	有滝町2638番地	有滝町民会館
27	北浜第2	村松町4011番地1	村松町民会館
28	北浜第3	東大淀町351番地	伊勢市立東大淀小学校校舎
29	城田第1	上地町1767番地	上地町公民館
30	城田第2	川端町361番地1	川端町公民館
31	四郷第1	楠部町2484番地	四郷地区コミュニティセンター
32	四郷第2	朝熊町1994番地1	伊勢市あさま児童センター
33	四郷第3	鹿海町994番地1	鹿海町公民館
34	沼木第1	上野町2841番地2	伊勢市立上野小学校校舎
35	沼木第2	円座町1573番地4	円座町自治会館
36	沼木第3	横輪町294番地	横輪町公民館
37	沼木第4	矢持町菖蒲125番地2	伊勢市消防団上野分団矢持班車庫

	投票区名	所在地	投票所の場所
38	二見第 1	二見町江683番地	江コミュニティセンター
39	二見第 2	二見町今一色 3 番地	旧今一色小学校校舎
40	二見第 3	二見町茶屋209番地	二見公民館
41	二見第 4	二見町山田原446番地 1	五峰保育園
42	小俣第 1	小俣町本町 3 番地	伊勢市小俣農村環境改善センター
43	小俣第 2	小俣町元町540番地	小俣公民館
44	小俣第 3	小俣町相合750番地	伊勢市立小俣中学校音楽室
45	小俣第 4	小俣町明野1939番地	伊勢市立明野小学校体育館
46	小俣第 5	野村町 5 - 2	小俣児童体育館（北部児童体育館）
47	御菌第 1	御菌町高向686番地 8	新高公民館
48	御菌第 2	御菌町高向2589番地 1	高向公民館
49	御菌第 3	御菌町長屋1221番地	御菌総合支所
50	御菌第 4	御菌町上條1173番地 1	伊勢市御菌 B & G 海洋センター

伊勢市選挙管理委員会告示第 14 号

令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所を、下記のとおり設置します。

令和元年 7 月 4 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

記

1 期日前投票所

御菌期日前投票所	御菌公民館	御菌町長屋 1221 番地
----------	-------	---------------

2 増設する期日前投票所

二見期日前投票所	二見総合支所	二見町茶屋 420 番地 1
小俣期日前投票所	小俣公民館	小俣町元町 540 番地
ミタス伊勢期日前投票所	ミタス伊勢	船江 1 丁目 471 番地

3 増設期間

令和元年 7 月 5 日（金）～ 7 月 20 日（土）

伊勢市選挙管理委員会告示第 15 号

令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙において、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条の 2 第 2 項の規定により読み替えて適用される第 48 条の 2 第 1 項の規定により、在外選挙人名簿に登録されている選挙人が投票を行う期日前投票所を下記のとおり指定します。

令和元年 7 月 4 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

記

伊勢市御菌町長屋 1221 番地
御菌公民館 2 階
御菌期日前投票所

伊勢市選挙管理委員会告示第 16 号

令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者及びこれを代理すべき者を、別紙のとおり選任します。

令和元年 7 月 4 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

(1) 御菌期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	森田 耕司	令和1年7月5日
省略	塩井 孝	令和1年7月6日
省略	今井崎 正和	令和1年7月7日
省略	世古口 幸喜	令和1年7月8日
省略	中居 重春	令和1年7月9日
省略	辻村 修一	令和1年7月10日
省略	西田 均	令和1年7月11日
省略	奥田 孝	令和1年7月12日
省略	塩井 孝	令和1年7月13日
省略	今井崎 正和	令和1年7月14日
省略	辻村 修一	令和1年7月15日
省略	中居 重春	令和1年7月16日
省略	森田 耕司	令和1年7月17日
省略	中東 松衛	令和1年7月18日
省略	奥田 孝	令和1年7月19日
省略	塩井 孝	令和1年7月20日

(2) 二見期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	中村 省三	令和1年7月5日
省略	黒田 晴久	令和1年7月6日
省略	中井 三樹	令和1年7月7日
省略	中村 省三	令和1年7月8日
省略	小崎 峰子	令和1年7月9日
省略	中井 三樹	令和1年7月10日
省略	中村 省三	令和1年7月11日
省略	濱口 敏彦	令和1年7月12日
省略	中井 三樹	令和1年7月13日
省略	黒田 晴久	令和1年7月14日
省略	黒田 晴久	令和1年7月15日
省略	小崎 峰子	令和1年7月16日
省略	中村 省三	令和1年7月17日
省略	中井 三樹	令和1年7月18日
省略	濱口 敏彦	令和1年7月19日
省略	黒田 晴久	令和1年7月20日

(3) 小俣期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	西村 隆良	令和1年7月5日
省略	久保 徹	令和1年7月6日
省略	小林 三保	令和1年7月7日
省略	中川 博次	令和1年7月8日
省略	西村 隆良	令和1年7月9日
省略	久保 徹	令和1年7月10日
省略	小林 三保	令和1年7月11日
省略	西村 隆良	令和1年7月12日
省略	中川 博次	令和1年7月13日
省略	久保 徹	令和1年7月14日
省略	小林 三保	令和1年7月15日
省略	中川 博次	令和1年7月16日
省略	西村 隆良	令和1年7月17日
省略	小林 三保	令和1年7月18日
省略	中川 博次	令和1年7月19日
省略	久保 徹	令和1年7月20日

(4) ミタス伊勢期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	潮崎 明義	令和1年7月5日
省略	里中 綾子	令和1年7月6日
省略	橋本 清美	令和1年7月7日
省略	潮崎 明義	令和1年7月8日
省略	橋本 清美	令和1年7月9日
省略	里中 綾子	令和1年7月10日
省略	潮崎 明義	令和1年7月11日
省略	橋本 清美	令和1年7月12日
省略	里中 綾子	令和1年7月13日
省略	大藪 記三	令和1年7月14日
省略	潮崎 明義	令和1年7月15日
省略	里中 綾子	令和1年7月16日
省略	龍田 洋	令和1年7月17日
省略	潮崎 明義	令和1年7月18日
省略	橋本 清美	令和1年7月19日
省略	里中 綾子	令和1年7月20日

2 投票管理者に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者

(1) 御菌期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	中川 一雄	令和1年7月5日
省略	西村 峻	令和1年7月6日
省略	井坂 大志	令和1年7月7日
省略	東山 知代	令和1年7月8日
省略	澤 尚美	令和1年7月9日
省略	濱口 真一	令和1年7月10日
省略	西村 雄斗	令和1年7月11日
省略	山下 智也	令和1年7月12日
省略	鈴木 健太	令和1年7月13日
省略	中山 幸則	令和1年7月14日
省略	佐之井 智香子	令和1年7月15日
省略	西村 明裕	令和1年7月16日
省略	南 達貴	令和1年7月17日
省略	岩崎 成児	令和1年7月18日
省略	山川 泰平	令和1年7月19日
省略	西井 昭文	令和1年7月20日

(2) 二見期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	河村 瞳	令和1年7月5日
省略	垣野 浩良	令和1年7月6日
省略	北村 智	令和1年7月7日
省略	佐々木 徹	令和1年7月8日
省略	辻村 貴文	令和1年7月9日
省略	小川 浩	令和1年7月10日
省略	松本 拓也	令和1年7月11日
省略	牧 祐介	令和1年7月12日
省略	古川 諒	令和1年7月13日
省略	永野 裕也	令和1年7月14日
省略	堀江 伸幸	令和1年7月15日
省略	常光 弘康	令和1年7月16日
省略	高田 祐希	令和1年7月17日
省略	服部 達哉	令和1年7月18日
省略	下村 真司	令和1年7月19日
省略	井村 豊	令和1年7月20日

(3) 小俣期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	筒井 俊夫	令和1年7月5日
省略	岡村 基司	令和1年7月6日
省略	山中 里香	令和1年7月7日
省略	日置 純子	令和1年7月8日
省略	山本 実咲	令和1年7月9日
省略	正住 さおり	令和1年7月10日
省略	増田 研一郎	令和1年7月11日
省略	奥山 武史	令和1年7月12日
省略	立花 知晋	令和1年7月13日
省略	西野 佐俊	令和1年7月14日
省略	山本 真里子	令和1年7月15日
省略	金谷 法子	令和1年7月16日
省略	阿部 暖	令和1年7月17日
省略	八田 信	令和1年7月18日
省略	藤田 典彦	令和1年7月19日
省略	松田 和裕	令和1年7月20日

(4) ミタス伊勢期日前投票所

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	世古口 泰彦	令和1年7月5日
省略	古川 貴俊	令和1年7月6日
省略	坪内 理絵	令和1年7月7日
省略	奥野 仁視	令和1年7月8日
省略	中山 智貴	令和1年7月9日
省略	尾西 学	令和1年7月10日
省略	森田 晃司	令和1年7月11日
省略	平野 真子	令和1年7月12日
省略	中瀬 美香	令和1年7月13日
省略	上村 和義	令和1年7月14日
省略	杉木 剛	令和1年7月15日
省略	奥野 翔平	令和1年7月16日
省略	池村 佳晃	令和1年7月17日
省略	奥林 雄	令和1年7月18日
省略	濱千代 雅章	令和1年7月19日
省略	吉居 寛典	令和1年7月20日

伊勢市選挙管理委員会告示第 17 号

令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における投票管理者及び同職務代理者を、別紙のとおり選任します。

令和元年 7 月 4 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 竜 田 節 夫

令和元年7月21日執行 参議院議員通常選挙投票管理者及び同職務代理人一覧表

投票区名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
進修	省略	米本 武俊	省略	中西 弘幸
高麗広	省略	久田 浩之	省略	見並 卓也
修道第1	省略	奥田 隆良	省略	近藤 知子
修道第2	省略	東世古 幸久	省略	中村 哲也
明倫第1	省略	平見 典彦	省略	東條 正和
明倫第2	省略	丸山 美幸	省略	奥野 明宏
有緝第1	省略	江崎 里美	省略	阿竹 信一
有緝第2	省略	前村 俊和	省略	竹原 幹
有緝第3	省略	南平 貫志	省略	阿竹 美津子
厚生第1	省略	北村 勇二	省略	加藤 寿人
厚生第2	省略	成川 誠	省略	八田 信
厚生第3	省略	世古口 睦	省略	坂口 元美
早修	省略	岩佐 香	省略	増田 研一郎
中島第1	省略	山口 一馬	省略	藤川 圭司
中島第2	省略	森本 真成	省略	奥山 武史
中島第3	省略	大桑 和秀	省略	中川 要
神社	省略	川端 松五	省略	日置 憲隆
大湊	省略	堀畑 智男	省略	南 裕之
浜郷第1	省略	高村 貞子	省略	鎌田 茂樹
浜郷第2	省略	濱口 新	省略	福本 佳大
浜郷第3	省略	西川 貴也	省略	酒徳 芳正
宮本第1	省略	木村 扶美夫	省略	井村 明弘
宮本第2	省略	大西 隆	省略	山本 真史
豊浜第1	省略	日置 幸美	省略	奥野 覚
豊浜第2	省略	辻 浩利	省略	奥田 教行
北浜第1	省略	荒木 一彦	省略	北村 幸治
北浜第2	省略	富岡 由紀	省略	中居 一晃
北浜第3	省略	沖塚 孝久	省略	森 大輔
城田第1	省略	西井 道治	省略	中川 浩良
城田第2	省略	小林 進	省略	西村 圭二
四郷第1	省略	奥野 修司	省略	中内 悠介
四郷第2	省略	上田 淳一	省略	太田 徹
四郷第3	省略	小林 記子	省略	豊田 典久
沼木第1	省略	鈴木 光代	省略	山下 智也
沼木第2	省略	谷口 久美	省略	柘植 健吾
沼木第3	省略	浦田 美幸	省略	山口 徹
沼木第4	省略	松田 康	省略	西澤 大介

投票区名	投票管理者		投票管理者の職務を代理すべき者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
二見第1	省略	山崎 幸喜	省略	山本 佳典
二見第2	省略	大井戸 清人	省略	藪木 茂生
二見第3	省略	野中 孝彦	省略	尾西 学
二見第4	省略	濱口 基久	省略	濱千代 雅章
小俣第1	省略	奥野 厚子	省略	太田 英明
小俣第2	省略	西山 早苗	省略	岡村 基司
小俣第3	省略	倉野 隆宏	省略	小林 正幸
小俣第4	省略	前村 忍	省略	阿竹 美幸
小俣第5	省略	天満 徹	省略	野中 久司
御菌第1	省略	林 歩	省略	佐々木 徹
御菌第2	省略	北村 祥広	省略	北村 貴裕
御菌第3	省略	中居 渉	省略	井波 真理子
御菌第4	省略	谷 ともえ	省略	前村 裕紀

伊勢市選挙管理委員会告示第 18 号

令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者
のこれを代理すべき者を下記のとおり変更します。

令和元年 7 月 9 日 提出

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

記

1 小俣期日前投票所
(変更前)

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	阿部 暖	令和元年 7 月 9 日

(変更後)

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	山本 実咲	令和元年 7 月 9 日

伊勢市選挙管理委員会告示第 19 号

令和元年 7 月 21 日執行の参議院議員通常選挙における期日前投票所の投票管理者
を下記のとおり変更します。

令和元年 7 月 11 日 提出

伊勢市選挙管理委員会
委員長 竜 田 節 夫

記

1 御薊期日前投票所
(変更前)

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	奥田 孝	令和元年 7 月 12 日

(変更後)

住 所	氏 名	職務を行うべき日
省略	前田 早苗	令和元年 7 月 12 日

伊勢市農業委員会告示第4号

伊勢市農業委員会第163回総会を次のとおり招集します。

令和元年7月5日

伊勢市農業委員会
会長 早川 繁一

- 1 招集の日時 令和元年7月12日（金）午後2時
- 2 招集の場所 伊勢市ハートプラザみその 2階 保健会議室
- 3 付議すべき事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 議案第4号 非農地証明願について
 - 議案第5号 伊勢市農用地利用集積計画について（農林水産課提案）
 - 議案第6号 農地法に係る別段面積について

伊勢市上下水道事業告示第4号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第2号)第3条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

令和元年7月2日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
414	株式会社 西園建設	松阪市嬉野津屋城町 761番地1	令和元年6月28日

伊勢市上下水道事業告示第5号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第2号)第3条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

令和元年7月4日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
415	管誠機工 株式会社	松阪市小津町 459 番 地 3	令和元年7月3日

伊勢市上下水道事業告示第6号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和元年7月4日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
380	株式会社 西園建設	松阪市嬉野津屋城 町761番地1	令和元年6月19日

伊勢市上下水道事業告示第7号

伊勢市指定給水装置工事事業者規程(平成17年上下水道事業管理規程第17号)第5条の規定により伊勢市指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しましたので、告示します。

令和元年7月5日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	事業者名	所 在 地	指定年月日
381	管誠機工 株式会社	松阪市小津町 459 番地 3	令和元年6月27日

伊勢市公告第 14 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

令和元年 7 月 1 日

伊勢市長 鈴木 健 一

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 15 号

公 示 送 達

下記の者の平成 29 年度 市民税・県民税（普通徴収）督促状は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により公示送達をします。

なお、当該書類は、総務部収納推進課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

令和元年 7 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所
省略	省略

伊勢市公告第 16 号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産を公売するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公告します。

なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書（伊勢市総務部収納推進課に用意してあります。）によりその内容を申し出てください。

令和元年 7 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公 売 財 産	別紙「公売財産概要書」のとおり	
公 売 方 法	期間入札	
公売の 日 時	公売参加 申込期間	令和元年 8 月 16 日（金）13 時 00 分から 令和元年 9 月 4 日（水）23 時 00 分まで
	入札期間	令和元年 9 月 10 日（火）13 時 00 分から 令和元年 9 月 17 日（火）13 時 00 分まで
公 売 の 場 所	ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上	
売却決定期日	令和元年 9 月 24 日（火）13 時 00 分	
売却決定の場所	伊勢市総務部収納推進課	
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限	令和元年 9 月 24 日（火）14 時 30 分まで	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第 92 条及び第 108 条に該当する者を除きます。	
見 積 価 額	1,380,000 円	
公 売 保 証 金	140,000 円	
そ の 他	「伊勢市インターネット公売ガイドライン」を参照のこと。	
(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。		

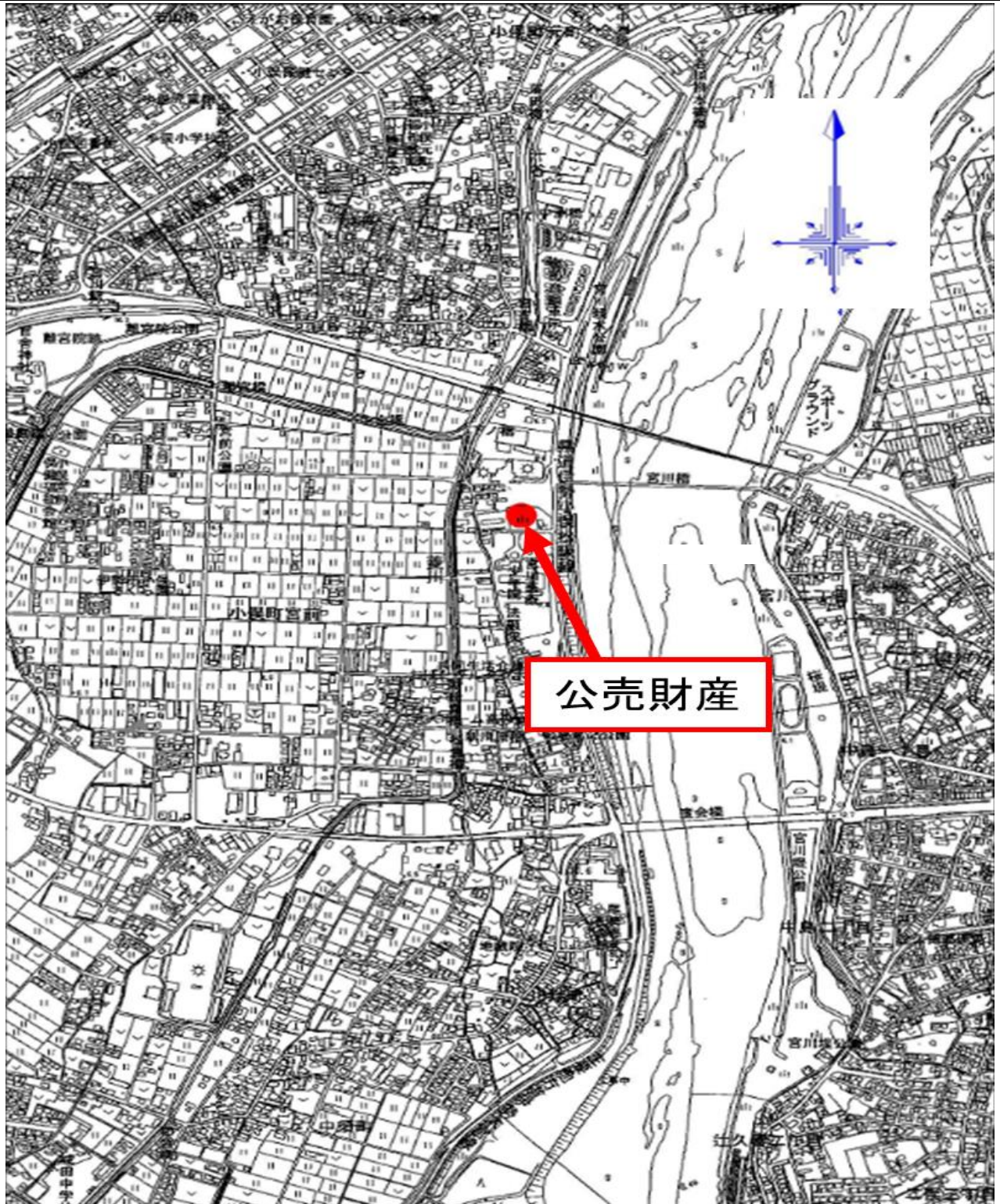
公 売 財 産 概 要 書

売却 区分 番号	S31-1
公 売 財 産 の 表 示	<p>(土地の表示)</p> <p>1 所 在 伊勢市小俣町宮前 地 番 20 番 1 地 目 畑 地 積 172 m²</p> <p>2 所 在 伊勢市小俣町宮前 地 番 20 番 2 地 目 畑 地 積 18 m²</p> <p>3 所 在 伊勢市小俣町宮前 地 番 20 番 3 地 目 畑 地 積 31 m²</p> <p>4 所 在 伊勢市小俣町宮前 地 番 21 番 地 目 畑 地 積 324 m²</p>
見積 価額	1,380,000 円
公売 保証金	140,000 円
公 売 条 件 等	<p>1 地目・地積は登記簿による。</p> <p>2 境界については、隣接土地所有者と協議すること。</p> <p>3 公売財産は宮川左岸隣接の一環にあって、県道伊勢小俣松阪線西背後の住宅・工業等の混在地域内に所在する。</p> <p>4 公売財産は平成 30 年 12 月 3 日現在、雑木・灌木などが所在する長期の休耕放置畑としての利用である。</p> <p>5 公売財産は現況有効なる公道に接面しない無道路地であり、隣接・周辺より一段低位となる概ね平坦地勢下にある。</p> <p>6 公売財産の一部に工事残土等の処理部分があるが埋立過程等については不明である。</p> <p>7 公売財産の地目は畑であるが、伊勢市の農業委員会において‘非農地’と調査された。</p> <p>8 都市計画法 非線引都市計画区域 工業地域 指定建蔽率 60% 指定容積率 200%</p> <p>9 消費税及び地方消費税については非課税財産である。</p>

売却区分番号

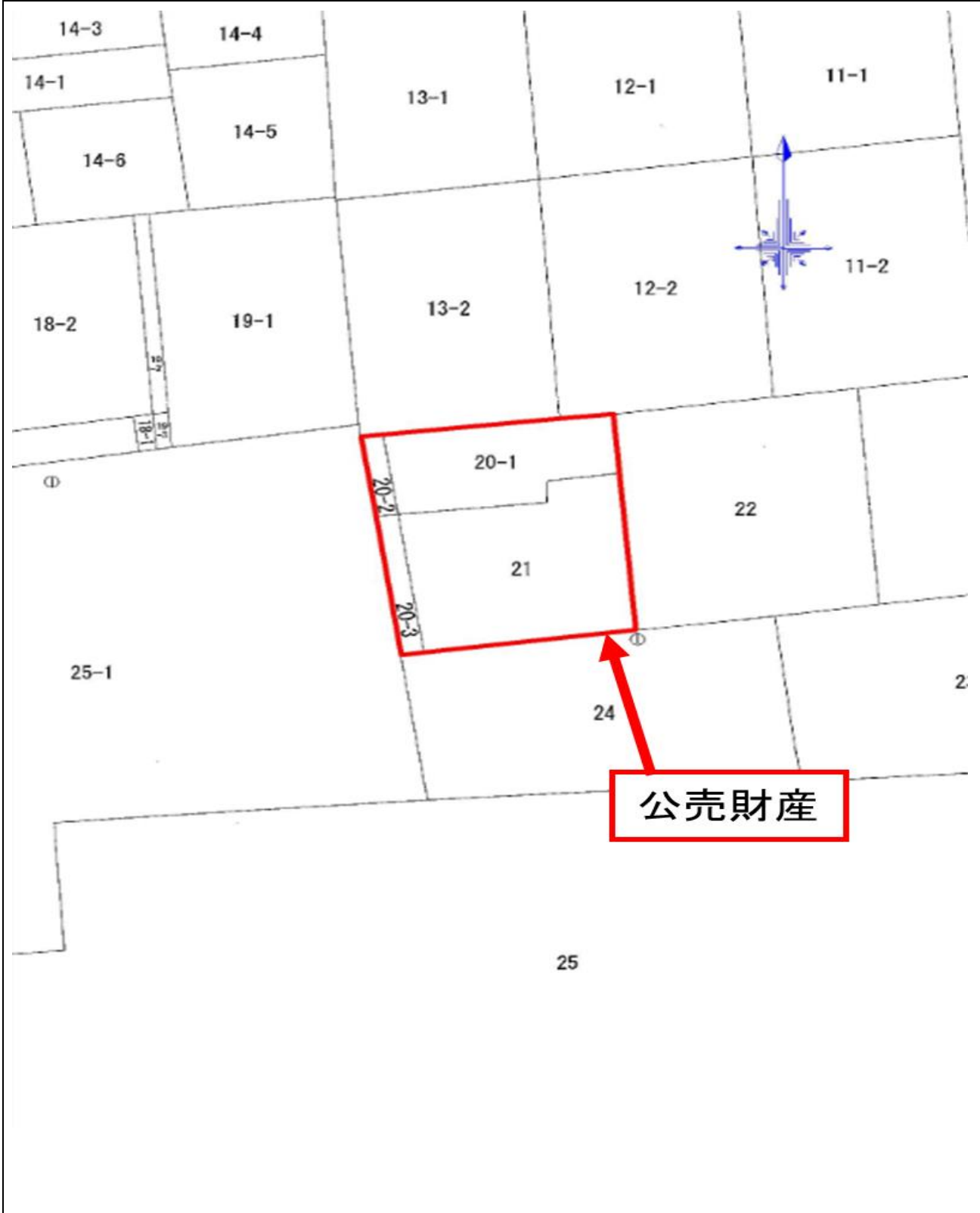
S31-1

所在図



売却区分番号	S31-1
--------	-------

土地参考図(公図)



売却区分番号

S31-1



売却区分番号

S31-1



伊勢市公告第 17 号

公売公告兼見積価額公告

下記により差押財産を公売するので、国税徴収法（昭和 34 年法律第 147 号）第 95 条及び第 99 条の規定により公告します。

なお、この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書（伊勢市総務部収納推進課に用意してあります。）によりその内容を申し出てください。

令和元年 7 月 10 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

公 売 財 産	別紙「公売財産概要書」のとおり	
公 売 方 法	期間入札	
公売の 日 時	公売参加 申込期間	令和元年 8 月 16 日（金）13 時 00 分から 令和元年 9 月 4 日（水）23 時 00 分まで
	入札期間	令和元年 9 月 10 日（火）13 時 00 分から 令和元年 9 月 17 日（火）13 時 00 分まで
公 売 の 場 所	ヤフー株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上	
売却決定期日	令和元年 9 月 24 日（火）13 時 00 分	
売却決定の場所	伊勢市総務部収納推進課	
買 受 代 金 の 納 付 の 期 限	令和元年 9 月 24 日（火）14 時 30 分まで	
買 受 人 の 資 格 そ の 他 の 要 件	国税徴収法第 92 条及び第 108 条に該当する者を除きます。	
見 積 価 額	1, 150, 000 円	
公 売 保 証 金	115, 000 円	
そ の 他	「伊勢市インターネット公売ガイドライン」を参照のこと。	
(注) 次順位買受申込者制度が適用され、次順位買受申込者に売却決定をする場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。		

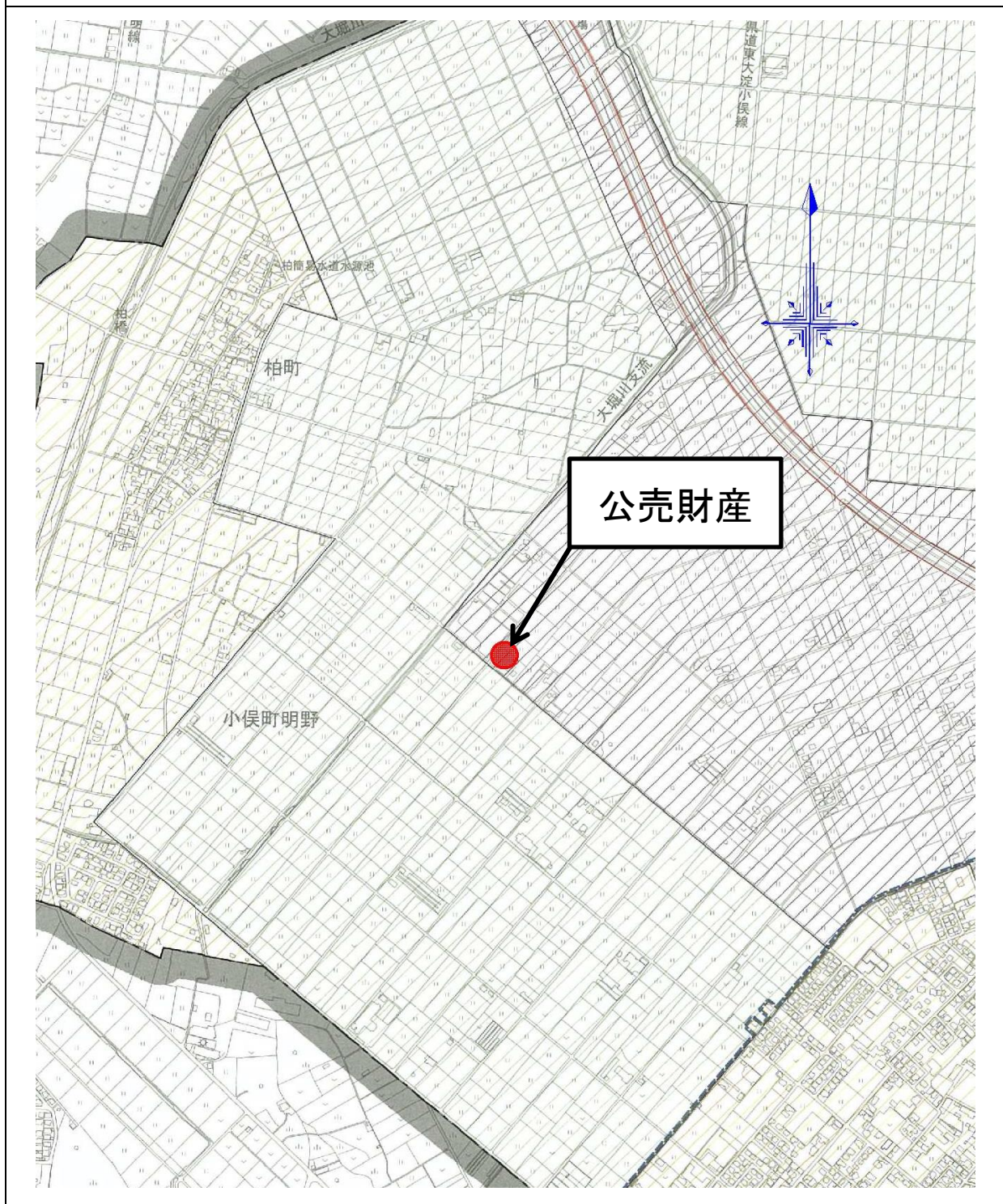
公 売 財 産 概 要 書

売却 区分 番号	S31-2
公 売 財 産 の 表 示	(土地の表示) 所 在 伊勢市東大淀町字西大野 地 番 3729 番 1 地 目 雑種地 地 積 228 m ²
見積 価額	1,150,000 円
公売 保証金	115,000 円
公 売 条 件 等	<ol style="list-style-type: none"> 1 地目・地積は登記簿による。 2 境界については隣接土地所有者と協議すること。 3 公売財産は伊勢市北西部郊外の国道 23 号南背後・県道東大淀小俣線西背後に立地する農地帯のなかに住宅・倉庫・工場などが点在する混在住宅地域に所在する。 4 公売財産は、令和元年 5 月 23 日現在、雑草が繁茂する現況平坦地勢の雑種地であり、簡易トイレの残骸 1 個が廃棄されている。 5 公売財産は北西側で市道（現況幅員約 4m 舗装）に接する。なお、公売財産以北は側溝排水等が未整備な道路状態である。 6 上水道の引き込みなし。（前面道路に給水管の敷設がなく、南方の市道よりの引き込みを要する） 7 都市計画法 非線引都市計画区域 用途無指定 指定建蔽率：60%、指定容積率：200% 特定用途制限地域（幹線道路沿道流通・業務地区） 航空法 高さ制限有り（進入表面） 8 消費税及び地方消費税は非課税財産である。

売却区分番号

S31-2

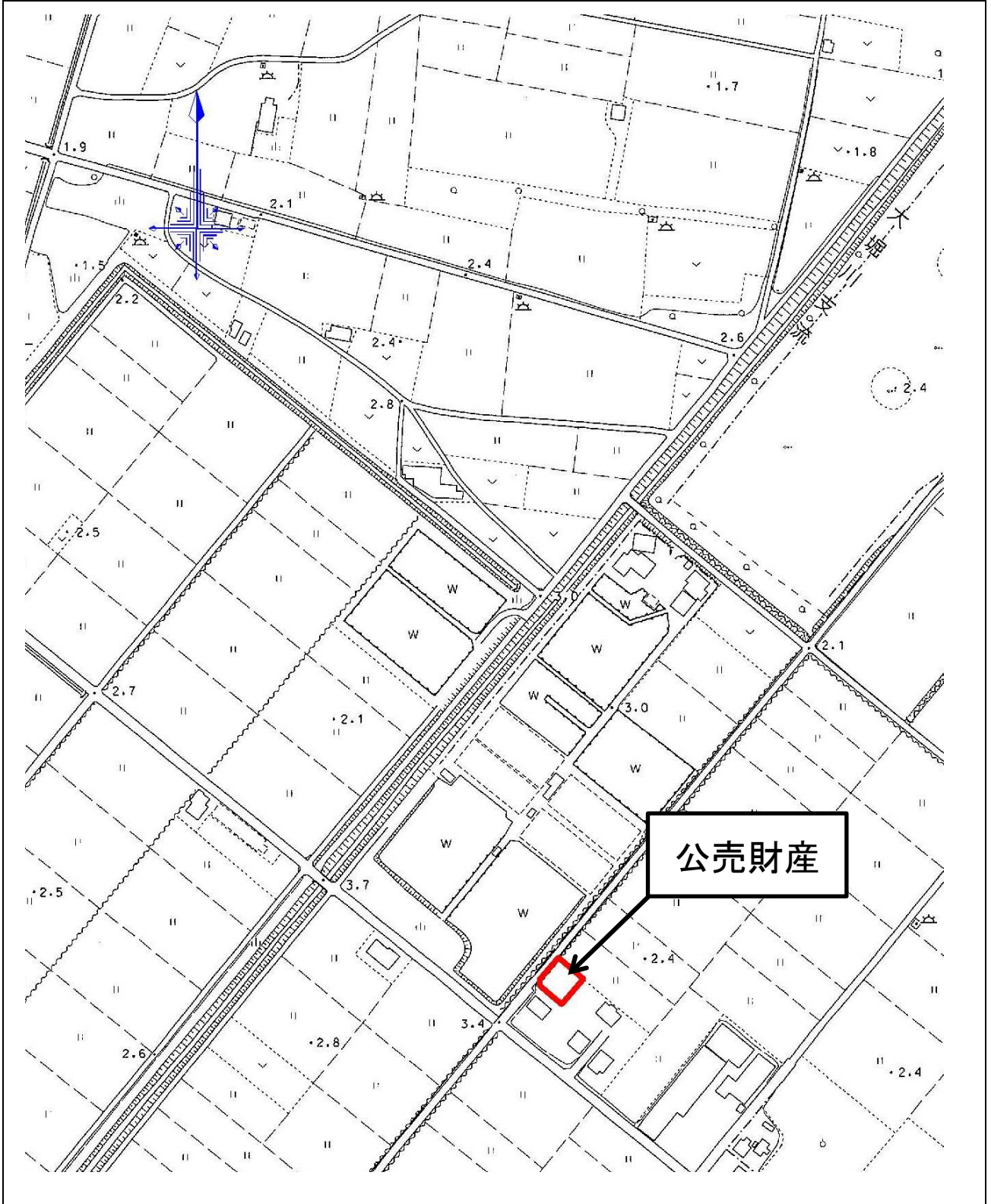
所在図



売却区分番号

S31-2

所在図



売却区分番号

S31-2

土地参考図(公図)



公売財産



売却区分番号

S31-2



売却区分番号

S31-2



伊勢市消防本部公告第1号

伊勢市火災予防条例（平成17年伊勢市条例第205号）第42条の2の規定により、多数の者の集合する屋外での催しのうち、大規模なものとして指定した催しを次のとおり公告する。

令和元年7月3日

伊勢市消防長 中 芝 育 史

- 1 指定催しの会場
伊勢市宮川河畔（度会橋上流）（別紙）
- 2 指定催しの名称
第67回伊勢神宮奉納全国花火大会
- 3 主催者
伊勢神宮奉納全国花火大会委員会
会長 伊勢市長 鈴木 健一

「別紙」は省略し、伊勢市消防本部予防課に備え置いて縦覧に供します。